

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

福岡市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

令和4年11月30日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務			
②事務の内容 ※	<p>市町村は「国民健康保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険の資格・賦課・収納・給付に関する事務において取り扱う。</p> <p>国民健康保険の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。 ②国民健康保険料の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険料を確認する。 ③徴収した保険料等を把握するため、収納情報を管理する。 ④滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。 ⑤被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。 			
③対象人数	[30万人以上]	<選択肢>	1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上	2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1			
①システムの名称	国民健康保険システム		
②システムの機能	<p>国民健康保険システムにおける特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【住民共通情報管理】 ・住民情報を管理する機能 【資格情報管理】 ・国民健康保険の被保険者の資格を把握し管理する機能 【賦課情報管理】 ・保険料を決定し被保険者に保険料を通知し納付書を発行する機能 ・収入の把握・管理機能 【収納情報管理】 ・口座を管理する機能 ・過誤納(還付・充当等)を行う機能 【給付情報管理】 ・給付情報の一部(レセプト等)の管理機能 ・高額療養費・出産育児一時金・葬祭費・療養費・移送費・食事療養費等の支払い・審査を行う機能 		
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (次期国保総合システム、国保情報集約システム)</p>		

システム2~5

システム2			
①システムの名称	滞納整理システム		
②システムの機能	<p>滞納整理システムにおける特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。</p> <p>【滞納情報管理】 ・国民健康保険及び後期高齢者医療保険の滞納者及び滞納保険料等の滞納情報の把握・管理、催告書等発行機能</p>		
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (国民健康保険システム、後期高齢者医療システム)</p>		

1

システム3	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	<p>1 宛名管理機能 統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。また、各既存業務システムの宛名情報を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し管理する。</p> <p>2 情報提供機能 各既存業務システムの業務情報を中間サーバ向けに一括で変換、連携を実施し、業務情報を中間サーバに提供する。</p> <p>3 情報照会機能 他機関への情報照会をオンラインによる1件ずつの問合せ、またはバッチによる一括での問合せを行う。また、問合せ結果の受領を行う。</p> <p>4 符号要求機能 符号未取得の対象者データが情報連携された場合、個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、既存住基システム及び住基ネットを介して、機構に情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。</p> <p>5 権限管理機能 統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>6 お知らせ機能 対象者のマイナポータルのお知らせ機能に表示等するための情報を中間サーバーに送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバ、各業務システム)</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 暗号化／復号機能と鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム5

①システムの名称	<p>次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PC及びデータ連携用PCで構成される。</p>
②システムの機能	<p>1 資格継続業務 (詳細は別添1(国保広域化に係る業務(資格継続業務))を参照) ①被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PC及びデータ連携用PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 ②被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>2 高額該当回数の引き継ぎ業務 (詳細は別添1(国保広域化に係る業務(高額該当回数の引き継ぎ業務))を参照) ①継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 ②継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PC及びデータ連携用PCへ当該データを配信する。</p> <p>3 オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (詳細は別添1を参照) ①被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 ②医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>*ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。ファイル転送機能のみを使用するPCをデータ連携用PCといふ。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム6	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等
②システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。</p> <p>医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>1 資格履歴管理事務に係る機能 ①資格履歴管理 ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム7	
①システムの名称	業務共通基盤システム
②システムの機能	<p>1 統合認証機能 ICカードによる利用者認証、権限管理及び業務システムの起動を行う機能</p> <p>2 システム間連携制御機能 共通基盤と業務システム間及び異なる業務システム間のデータ連携を行う機能</p> <p>3 統合運用管理機能 ジョブ実行管理機能、媒体の入出力、帳票出力を行う機能</p> <p>4 インフラ共通基盤機能 システム監視、稼働記録(ログ)管理、ウイルス対策及びデータのバックアップを行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[O] その他 (各業務システム)</p>

3. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

①事務実施上の必要性	個人番号を用いて、被保険者の資格情報や所得情報をより的確かつ効率的に把握し、国民健康保険料の公平・公正な賦課を行う。また、国や他の自治体等と国保情報等を連携することで、被保険者や保険者が各種証明書の取得や給付金等の申請をするために要している手間や手続きを省略化し、被保険者の利便性の向上を図る必要がある。 オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。
------------	---

②実現が期待されるメリット	国民健康保険料の公平・公正な賦課及び被保険者の利便性の向上 ・市が保有する住民情報や税所得情報を個人番号を用いて名寄せ・突合ができる、被保険者の所得情報や住民情報をより的確かつ効率的に把握することが可能となり、国民健康保険料の公平・公正な賦課につながる。 ・国や他の自治体等と医療保険情報等を連携することで、被保険者が各種証明書の取得や給付金等の申請のために要している手間や行政の手続きを簡略化でき、被保険者の利便性の向上へとつながる。 ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。
---------------	--

5. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 别表第一 第30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
--------	--

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19、20、25、33、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2) <情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二(42、43、44、45の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25条の2、26条) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

7. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健医療局 総務部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

8. 他の評価実施機関

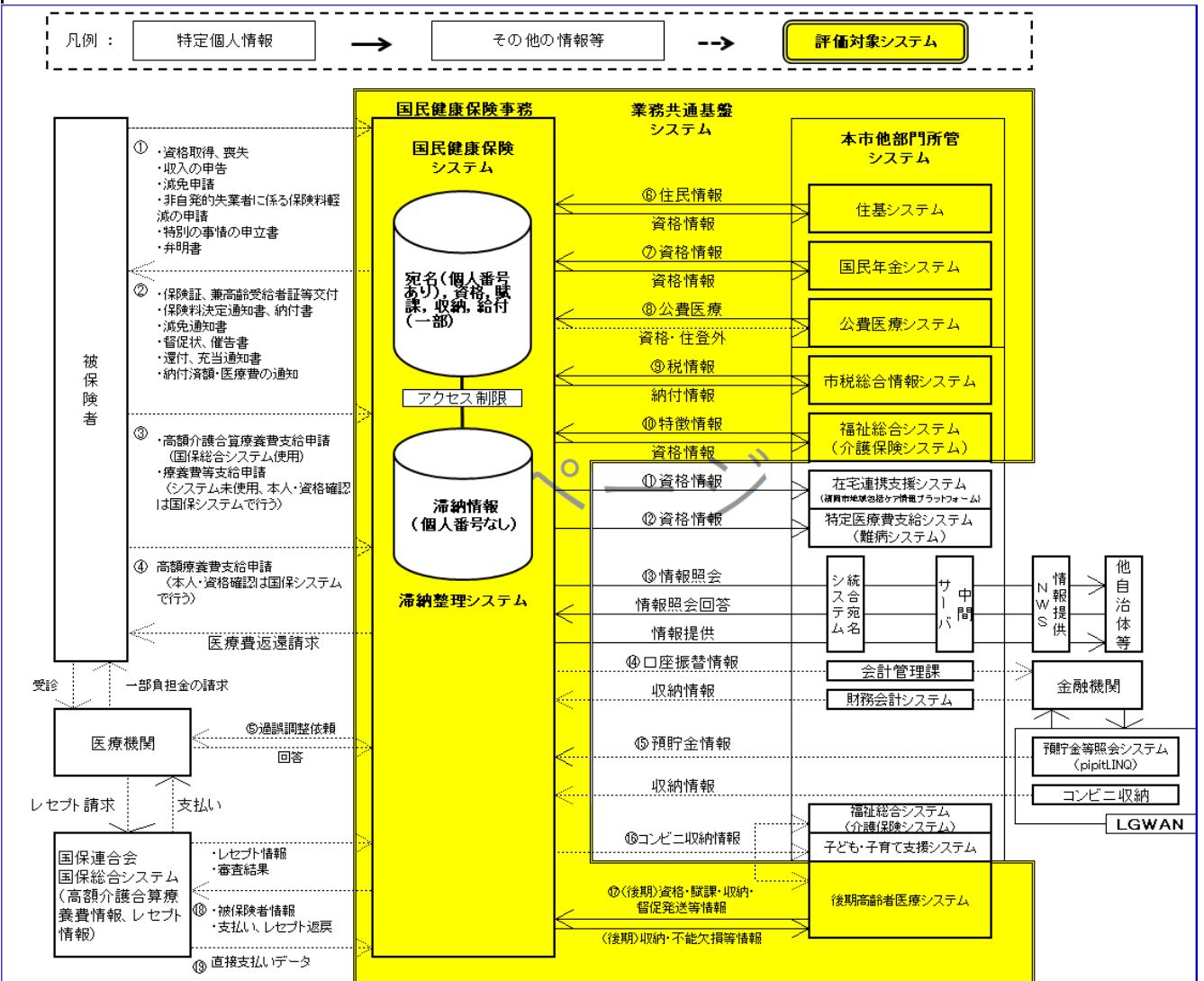
—

2

3

(別添1) 事務の内容

※国保広域化に関する事務は別紙参照

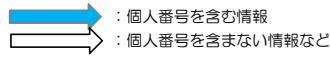


(備考)

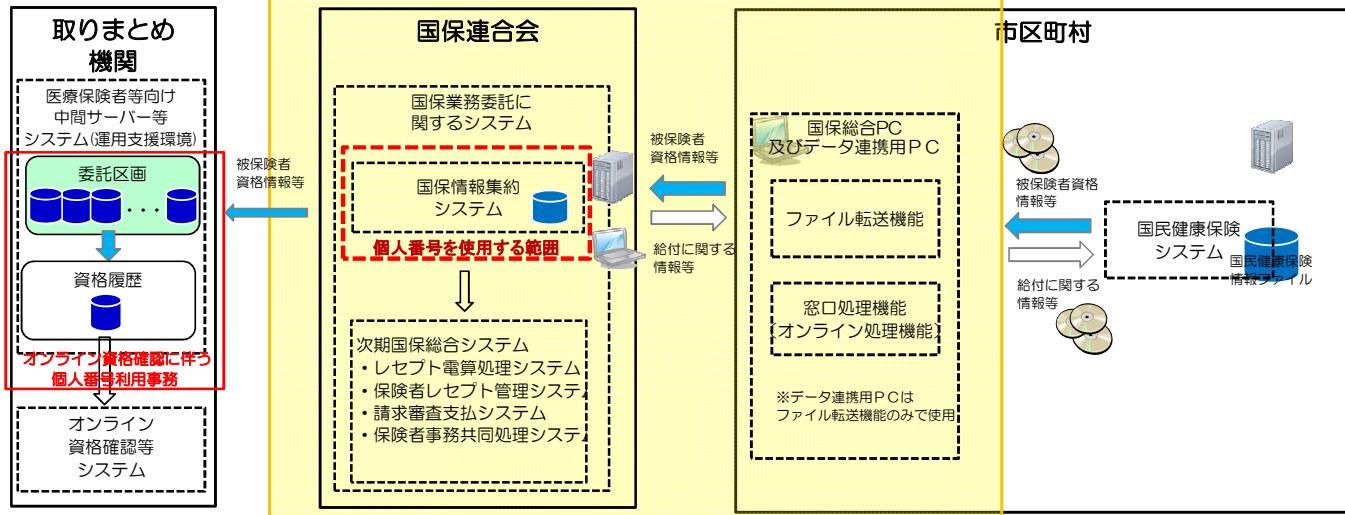
国民健康保険法及び番号法等に従い、被保険者の資格情報を管理するとともに、それに基づく保険料の決定及び収納管理・給付及び滞納整理業務を行う。

- ① 世帯主からの届出(加入・喪失、被保険者情報の変更、減免申請等)を処理する。
- ② 被保険者証等の交付、保険料決定通知・納付書の送付、減免決定通知書、督促状、催告書の送付等を行う。
- ③ 高額介護合算療養費の申請(国保連合会国保総合システム使用)、療養費等の支給申請(療養費管理システム)
- ④ 高額療養費の支給申請(国保システムで本人・資格確認し、高額療養費支給システム使用)
- ⑤ 過誤調整依頼を行い、返戻処理を行う。対象者へ医療費返還請求を行う。
- ⑥ 住民情報に個人番号を含め、リアルタイムで連携取得する。国保の資格情報は月次(媒体)で住基システムへ移転する。
- ⑦ 国保資格喪失届の勧奨を行うため、国民年金資格喪失情報を取得する。国民年金資格届出の確認のため国保資格情報を移転する。
- ⑧ 公費医療システムより公費情報を取り込む。国保資格情報、住登外者宛名情報を公費医療システムへ送付する。
- ⑨ 個人市民税の情報を月次で取得する。国保保険料の納付済み額を社会保険料控除算出用に市税総合システムへ移転する。
- ⑩ 特徴対象者の確認及び介護及び国保の特徴合算額による特徴除外処理を行う。
- ⑪ 地域包括ケア・情報プラットホームへ国保資格情報を連携する。
- ⑫ 難病支援システムへ国保資格情報を連携する。
- ⑬ 情報提供ネットワークシステムを介した情報照会、情報提供を行う。
- ⑭ 口座振替情報を会計管理課をとおして金融機関へ送付。払込保険料(納付書、口座振替、特別徴収、コンビニ収納)の情報を取得する。
- ⑮ pipitLINQを利用し、預貯金情報の取り込みをしている。
- ⑯ コンビニ収納情報については、国保料のみ取込み、介護保険料、後期保険料、保育料情報は国保システムで振り分けている。
- ⑰ 滞納整理システムは国保・後期高齢者医療保険事務で使用しており、後期資格・賦課・収納・送付先・督促状発送情報を取得し、収納情報・不納欠損情報を連携している。
- ⑱ 連合会からレセプト情報、審査結果を取得する。
- ⑲ 連合会から直接支払データを取得する。

国保広域化について



国保総合(国保集約)システムの範囲



(備考)

1 業務委託について

国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務を実施する必要があり、これらの業務を行うために「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会へ委託する。

なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報ファイルを使用し、特定個人情報保護評価が必要になる。

上述の他に、レセプト点検の支援等を委託する（市町村診療報酬審査支払業務）が、これらの業務を行う「次期国保総合システム」では個人番号を使用しない。

オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保総合(国保集約)システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報

2 国保広域化に関するシステムについて

- ・連合会には、上述のとおり国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するために、「国保情報集約システム」を設置する。
- ・市区町村には、窓口処理機能（オンライン処理機能）とファイル転送機能が備わっている「国保総合PC」及び「データ連携用PC（＊）」を設置し、事務処理を実施する。
- ・窓口処理機能 ・・・ 高額該当回数の引き継ぎ業務のために、世帯継続の判定を行う機能である。
- ・ファイル転送機能 ・・・ 連合会に設置される「国保情報集約システム」とデータの授受を行う機能である。

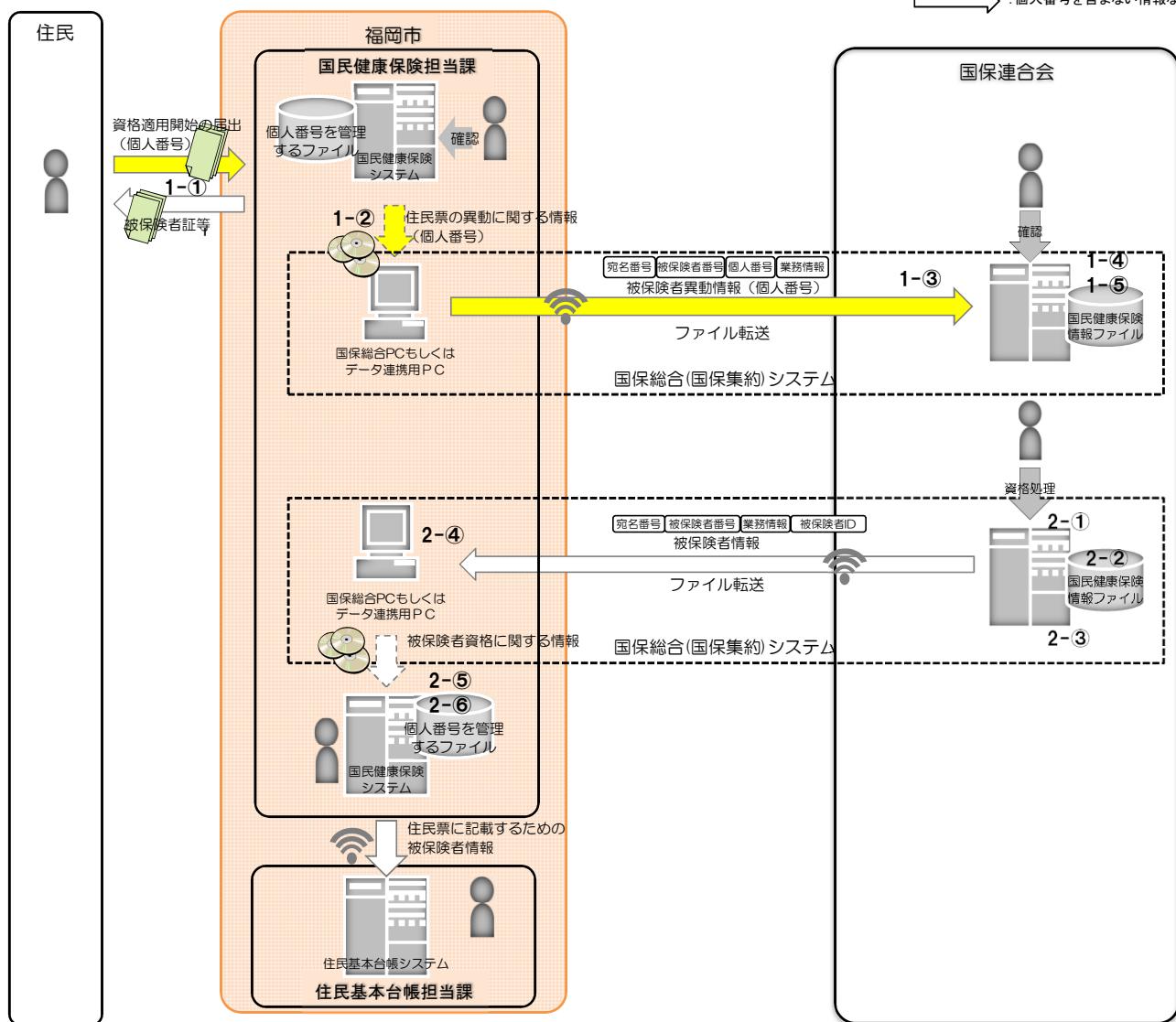
* ファイル転送機能のみ使用するPCを「データ連携用PC」という。「データ連携用PC」は、システム運用担当者のみ使用する。

3. オンライン資格確認の準備業務

- ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
- ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ
- ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
- ・オンライン資格確認のための準備として、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。

国保広域化に係る業務（資格継続業務）

:個人番号を含む情報
 :個人番号を含まない情報など



1 資格継続業務

- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得は発生しないが、保険料徴収等の事務の主体が市区町村であるため、資格の取得日・喪失日とは別に、自市区町村で事務を行う対象の被保険者である期間を、市区町村は適用開始日と適用終了日で管理することになる。
- ・国民健康保険の被保険者資格が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、被保険者の住所異動に関する情報を市区町村が国保総合(国保集約)システムに送信することで、国保総合(国保集約)システム上では、転出地市区町村から送付された被保険者情報と転入地市区町村から送付された被保険者情報から、被保険者資格の取得や喪失の事務を行うことになる。
- ・また、市区町村では住民基本台帳に被保険者資格の取得日や喪失日を記載する必要があるため、同日付の情報を国保総合(国保集約)システムから入手した上で、住民票に記載を行うことになる。

(1) 被保険者異動情報等の送信

- 1-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険システムに当該情報を登録する。
住民には、必要に応じて被保険者証等を交付する。
- 1-②国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。もしくは、データ伝送により、データ連携用PCに移入する。
- 1-③市区町村の国保総合PCもしくはデータ連携用PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 1-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 1-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村から送信された当該情報に含まれる「個人番号」によって同一人の判断・確認を行う。
また、個人番号の漏洩リスクを低減させるため、都道府県単位で被保険者別に付与された都道府県被保険者IDと、市区町別かつ被保険者別に付与された市町村被保険者IDとが紐付けられて、国保総合(国保集約)システム上でそれらの被保険者IDと関係性とが管理される。

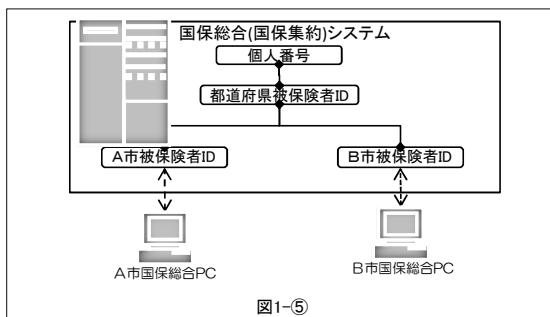
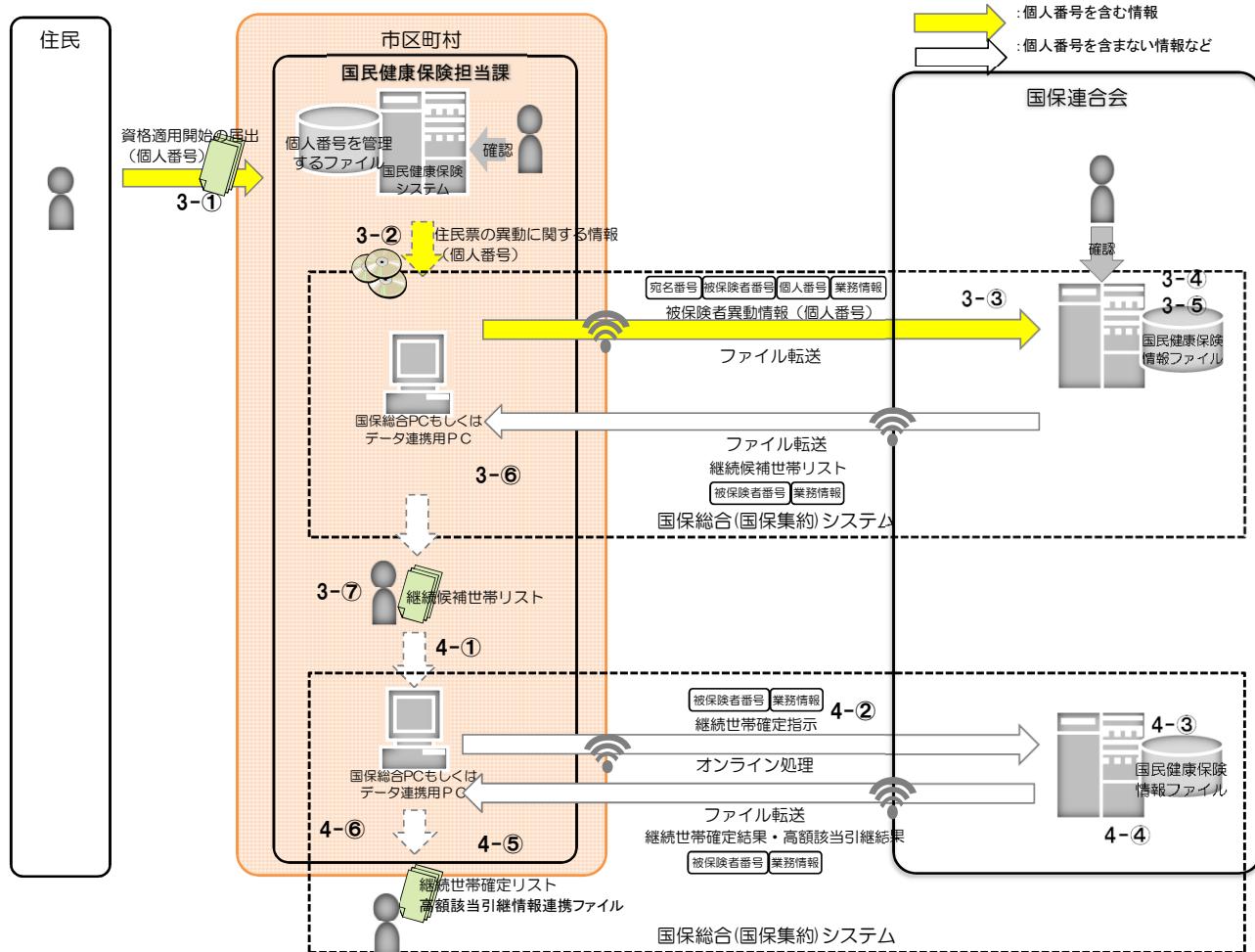


図1-⑤

(2) 被保険者情報の受信

- 2-①(1)において市区町村の国保総合PCもしくはデータ連携用PCから国保連合会の国保総合(国保集約)システムに送信された「被保険者異動情報」により、都道府県内の市区町村間を転居した場合には、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間等を国保総合(国保集約)システムによってチェックする。
また、国保総合(国保集約)システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・継続等に関する処理を行う。
- 2-②国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村別かつ被保険者別に付与された市町村被保険者IDに、都道府県被保険者IDが紐づき、さらに、都道府県被保険者IDには個人番号が紐付されている。
- 2-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムには、都道府県単位の被保険者情報が管理される。
- 2-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCもしくはデータ連携用PCに、被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)を配信する。
- 2-⑤市区町村では、市区町村の国保総合PCから被保険者情報を電子媒体等に移出し、国民健康保険システムに移入する。
もしくは、データ伝送により、データ連携用PCを介してデータを移入する。
- 2-⑥国民健康保険システムでは、移入した被保険者情報を基づいて、同システムの都道府県単位の被保険者情報を更新する。
市区町村では、すでに被保険者情報が管理されているため、そこに都道府県単位の被保険者情報を追加して管理する。

国保広域化に係る業務（高額該当回数の引き継ぎ業務）



(備考)

2 高額該当回数の引き継ぎ業務

- ・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度であり、当月を含む直近12ヶ月間にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合は、その月(4回目)以降の高額療養費の支給額が増加(自己負担限度額を引き下げ)するため、高額該当回数を引き継ぐ必要がある。

- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他の市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することになる。
- ・なお、高額療養費制度は世帯単位のため、転出入と同時に世帯の分離や合併等が生じた場合は、どの世帯へ多数回該当に係る該当回数を引き継ぐのか判断を行うことになる。

(3) 繼続候補世帯の抽出

- 3-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険システムに当該情報を登録する。

- 3-②国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報
(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。

電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。もしくは、データ伝送により、データ連携用PCに移入する。

- 3-③市区町村の国保総合PCもしくはデータ連携用PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。

- 3-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムで継続候補世帯を抽出する。

- 3-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続候補世帯リスト情報が作成される。

- 3-⑥国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続候補世帯リストを配信する。

- 3-⑦市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続候補世帯リストの印刷を行う。

(4) 繼続世帯の確定および高額該当回数の引き継ぎ

- 4-①継続候補世帯リストを見て、継続世帯を判断した上で、市区町村の国保総合PCに必要事項を登録し、継続世帯の確定指示を行う。

- 4-②市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯の確定指示が送信される。

- 4-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送付された確定指示に基づいて、同システムで継続世帯の確定が実施される。

また、確定された継続世帯の情報に基づいて、同システムで高額該当情報の引き継ぎが実施される。

- 4-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果が作成される。

- 4-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PC及びデータ連携用PCに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果を配信する。

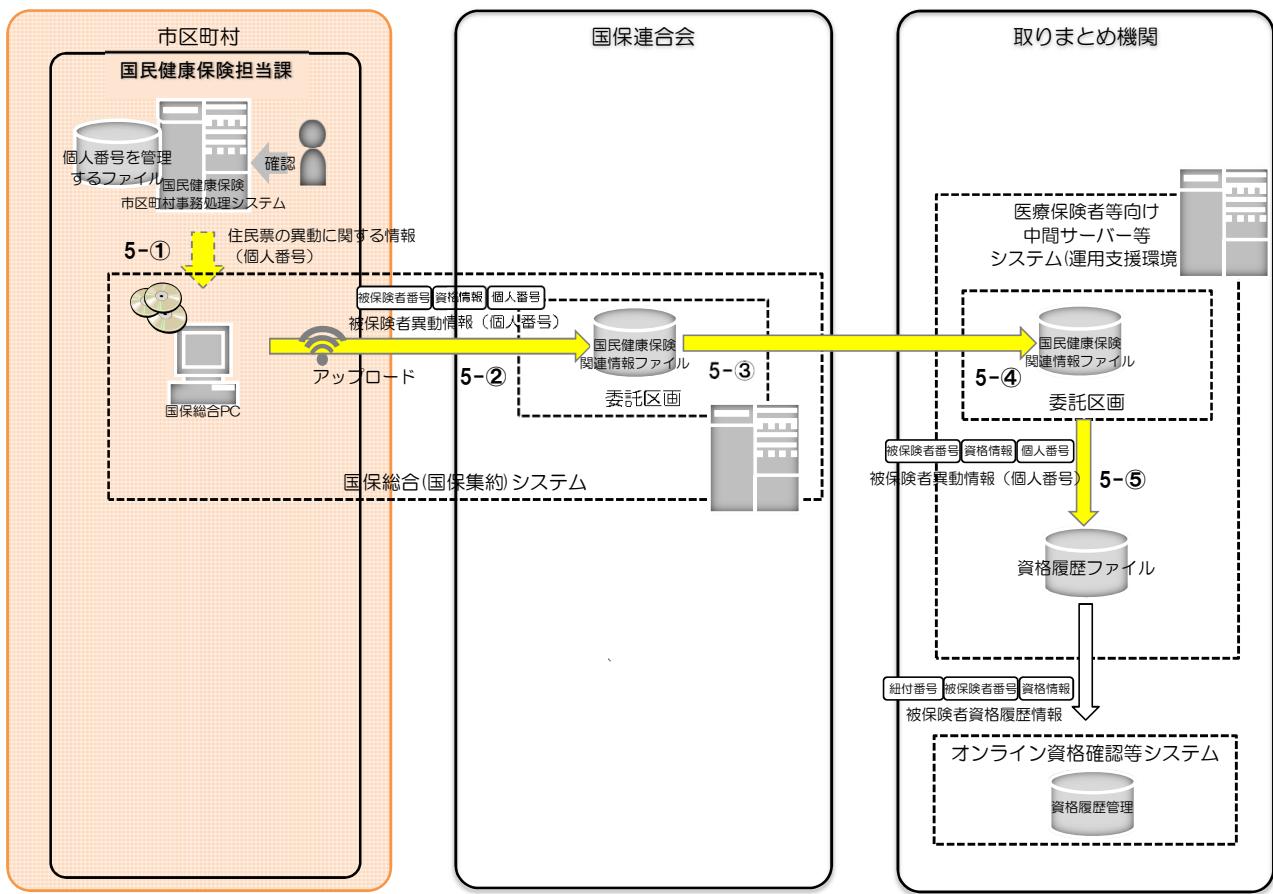
- 4-⑥市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続世帯が確定したことを確認し、継続世帯確定リストの印刷を行う。

また、市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報および高額該当引継情報連携ファイルを確認し、高額該当情報が

引き継がれたことを確認する。

3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

:個人番号を含む情報
 :個人番号を含まない情報など



(備考)

3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

- ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、医療保険者等向け中間サーバー等にて加入者の資格履歴情報の管理を行う。
- ・上述の資格履歴情報の管理を行うため、市区町村において被保険者情報等を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ情報登録を行う。

(5)被保険者異動情報等の送信

5-①市区町村システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報

(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。

電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。

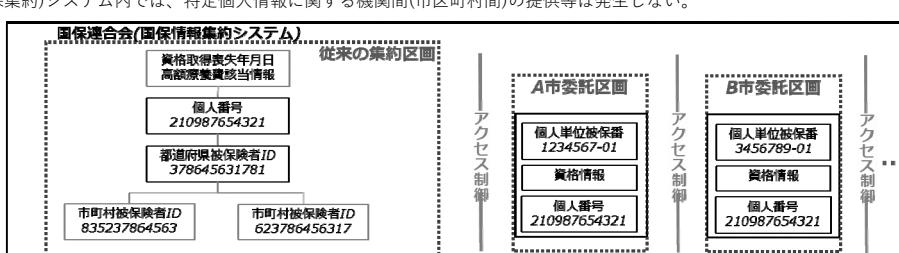
5-②市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。

5-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村から送信された「被保険者異動情報」に基づいて、

同区画の情報を更新し、更新後の同区画の情報から医療保険者等向け中間サーバー等

システムへ送付するための「被保険者異動情報」を作成、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信される。

国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため国保総合(国保集約)システム内では、特定個人情報に関する機関間(市区町村間)の提供等は発生しない。



5-④医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画では、国保総合(国保集約)システムから受信した「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。

医療保険者等向け中間サーバー等システムでは、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため、特定個人情報の機関間の提供等は発生しない。

5-⑤医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画の「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの運用支援環境において、委託区画から取得した「被保険者異動情報」を資格履歴ファイルに格納することで、市区町村から取りまとめ機関へ特定個人情報の機関間提供が発生する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳に記録された住民 ・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主(転出者、死亡者、資格喪失者、住登外者を含む) 	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
④主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="radio"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="radio"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="radio"/>] その他 (公金受取口座登録・連携ファイル関係情報) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号…申請時等の本人確認のため ・その他識別番号…被保険者の管理、他の庁内連携データの個人を紐づけるため ・4情報…管理する対象の個人を特定するため ・連絡先…被保険者と連絡を取る際に必要であるため ・その他住民票関係情報…世帯主との統柄など申請時等に確認するため ・地方税関係情報…保険料を計算するため ・医療保険関係情報…国民健康保険が医療保険制度であるため ・年金関係情報…資格の適正化に必要であるため ・公金受取口座(口座登録・連携ファイル関係情報)…支給先の口座を把握するため 	
⑤全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	保健医療局総務部保険年金課 保健医療局総務部保険医療課 東区市民部保険年金課 博多区市民部保険年金課 中央区市民部保険年金課 南区市民部保険年金課 城南区市民部保険年金課 早良区市民部保険年金課 早良区市民部入部出張所 西区市民部保険年金課 西区市民部西部出張所	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人
	[○] 評価実施機関内の他部署 (住民基本台帳、住民税、医療保険関係、介護・高齢者) [○] 福祉、年金所管部署)
	[○] 行政機関・独立行政法人等 (番号法別表第2に定められた機関)
	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (番号法別表第2に定められた機関)
	[○] 民間事業者 (金融機関、生命保険会社等)
②入手方法	[○] その他 (福岡県国民健康保険団体連合会、地方公共団体情報システム機構、番号) 法別表第2に定められた機関)
	[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ
	[] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム
	[○] 情報提供ネットワークシステム
	[○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
③入手の時期・頻度	<国保連合会以外からの入手> ・住民情報…住民に異動があった都度随時 ・住民税…月次、住民に異動があった都度随時 ・特別徴収関係情報…年次(5月) ・預貯金情報、生命保険加入状況等…滞納処分事務実施時随時 ・レセプト情報…月次 ・年金関係情報…年次(10月) ・健康保険関係情報…個人番号が記載された届書等が提出されたとき(国民健康保険の資格喪失に係る届出等) ・保険給付関係情報…個人番号が記載された届書等が提出されたとき(保険給付の申請等) ・雇用保険給付情報…個人番号が記載された届書等が提出されたとき(非自発的失業者に係る保険料の軽減の申請) ・公金受取口座…被保険者が給付金等の申請を行う際に、受取口座として、登録した公金受取口座の利用を希望する旨の意思表示を行ったとき <国保連合会からの入手> ・資格継続業務:被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等) 国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。平成30年4月1日以後に、日次の頻度。 ・高額該当の引き継ぎ業務:引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等) 転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。平成30年4月1日以後に、月次の頻度。
	<国保連合会以外からの入手> ・住民情報…転入・出生時や国保法第6条の規定に該当しなくなった場合の資格取得事務等に必要なため ・住民税…賦課変更の確認、計算に必要なため ・預貯金情報、生命保険加入状況等…滞納処分に必要なため ・特別徴収関係情報…保険料徴収に必要なため ・レセプト情報…給付業務に必要なため ・年金関係情報…資格の適正化に必要であるため ・健康保険関係情報…資格取得事務等に必要なため ・保険給付関係情報…給付業務等に必要なため ・雇用保険給付情報…非自発的失業者の確認に必要なため ・公金受取口座…保険料の給付金等の支給手続きに必要なため <国保連合会からの入手>
	国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。なお、入手する情報は、当市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。
	・入手の時期・頻度の妥当性
	資格継続業務:国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日々で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 高額該当の引き継ぎ業務:引き継ぎ情報 :高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。 ・入手方法の妥当性 入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。

(6)

(7)

⑤本人への明示 ⑧	<ul style="list-style-type: none"> ・住民情報…住民基本台帳法が住民に関する事務の処理の基礎とされており、特段の法令や条例の規定がなくても、住民基本台帳を備える市町村の執行機関が、当該市町村の住民の住民票に係る情報（個人番号を含む本人確認情報もその一部）をその事務処理に利用できるのは当然と解されていることから、個人番号利用事務の処理においても、（住民基本台帳法に基づき）住民基本台帳から個人番号を取得して利用することができる。 ・住民税…国民健康保険法第113条の2 ・預貯金情報、生命保険加入状況等…国税徴収法第141条 ・特別徴収関係情報…国民健康保険法第76条の4 ・レセプト情報…現金給付については、国保法第54条（療養費）等及び国保法施行規則第27条（療養費の支給申請）等の規定により世帯主から申請によって隨時入手するため、利用目的は明らかである。現物給付については、被保険者の医療機関等の受診について国保法第36条（療養の給付）等において定められており、また、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に基づき月1回診療報酬の請求を受ける。 ・年金関係情報…国民健康保険法第113条の2 ・健康保険関係情報…本人が申請時に個人番号を取得し、情報提供ネットワークで照会するため、利用目的を説明する。 ・保険給付関係情報…本人が申請時に個人番号を取得し、情報提供ネットワークで照会するため、利用目的を説明する。 ・雇用保険給付情報…本人が申請時に個人番号を取得し、情報提供ネットワークで照会するため、利用目的を説明する。 ・公金受取口座…保険料の給付金等が発生し、本人への通知時に、利用目的を説明する。 												
⑥使用目的 ※	個人の情報を的確に把握し、公平かつ正確、効率的に国民健康保険事務を行うため。												
⑦使用の主体	変更の妥当性												
	<p>使用部署 ※</p> <p>保健医療局総務部保険年金課 保健医療局総務部保険医療課 東区市民部保険年金課 博多区市民部保険年金課 中央区市民部保険年金課 南区市民部保険年金課 城南区市民部保険年金課 早良区市民部保険年金課 早良区市民部入部出張所 西区市民部保険年金課 西区市民部西部出張所</p>												
	<p>使用者数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">[100人以上500人未満]</td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[100人以上500人未満]	<選択肢>			1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
[100人以上500人未満]	<選択肢>												
	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満											
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満											
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上											
⑧使用方法 ※	I-1-②の国民健康保険の各事務において使用												
情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・住民情報…資格取得事務等に必要なため突合させる。 【突合条件】識別情報で突合。 ・住民税情報…賦課変更の確認、計算に必要なため突合させる。 【突合条件】識別情報で突合。 ・預貯金情報、生命保険加入状況等…滞納処分に必要なため突合させる。 【突合条件】氏名、生年月日で突合後調査。 ・特別徴収情報…保険料徴収に必要なため突合させる。 【突合条件】4情報で突合。突合不能分は個別に調査。 ・レセプト情報…給付業務に必要なため突合させる。 【突合条件】4情報で突合。突合不能分は個別に調査。 ・年金関係情報…資格の適正化に必要なため突合させる。 【突合条件】識別情報で突合。 ・健康保険関係情報…資格取得事務等に必要なため突合させる。 【突合条件】識別情報もしくは4情報で突合。 ・保険給付関係情報…給付業務等に必要なため突合させる。 【突合条件】識別情報もしくは4情報で突合。 ・雇用保険給付情報…非自発的失業者の確認に必要なため突合させる。 【突合条件】識別情報もしくは4情報で突合。 												
	情報の統計分析 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・施策に伴う効果測定の補助資料（徴収率等） ・医療費適正化のため分析 											
	権利利益に影響を与える決定 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・短期証、資格証の発行 ・滞納処分の決定 											
⑨使用開始日	平成28年1月1日												

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> (<input checked="" type="radio"/> 7) 件	1) 委託する 2) 委託しない	(9)
委託事項1	国民健康保険システム・滞納整理システムの維持運用及び変更		
①委託内容	国民健康保険システム・滞納整理システムの維持運用及びシステム改修作業等		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢></p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>		
対象となる本人の数	<p>[100万人以上1,000万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。		
その妥当性	システムの運用や改修を行う過程において、そのシステムが取扱う特定個人情報ファイルについても取扱う必要がある。		
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢>	1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 <input checked="" type="radio"/> その他 (国民健康保険システム・滞納整理システム端末機による直接作業等)</p>		
⑤委託先名の確認方法	福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。		
⑥委託先名	富士通Japan株式会社 福岡支社		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢>	1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から、再委託内容、再委託期間、再委託先等を記載した申請書を提出させ、再委託先に個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認行う。	
	⑨再委託事項	国民健康保険システム・滞納整理システムの維持運用及び変更の一部。	

委託事項2		バックアップテープの遠隔地保管業務
①委託内容		バックアップデータを記録した電磁的記憶媒体を遠隔地に輸送、保存するもの。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
その妥当性	バックアップテープの遠隔地保管作業については全てのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑤委託先名の確認方法	福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。	
⑥委託先名	株式会社日立製作所	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]
	⑧再委託の許諾方法	委託先から、再委託内容、再委託期間、再委託先等を記載した申請書を提出させ、再委託先に個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認行う。
	⑨再委託事項	インフラ共通基盤サービス全体のバックアップテープの遠隔地保管業務

委託事項3		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		<p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。</p>
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数		<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※		<p>・被保険者(*)：都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者</p> <p>・擬制世帯主：被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例：国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</p> <p>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者</p> <p>* 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう</p>
その妥当性		<p>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。</p> <p>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</p> <p>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</p> <p>・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)」第236条1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p>
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[10人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ</p> <p>[] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。
⑥委託先名		福岡県国民健康保険団体連合会
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[再委託する]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	委託先から、再委託内容、再委託期間、再委託先等を記載した申請書を提出させ、再委託先に個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認行う。
	⑨再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処理の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。

委託事項4		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(*):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 <p>* 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう</p>
その妥当性		オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ</p> <p>[] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。
⑥委託先名		福岡県国民健康保険団体連合会 (福岡県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[再委託する]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	委託先から、再委託内容、再委託期間、再委託先等を記載した申請書を提出させ、再委託先に個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認行う。
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)

委託事項5		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務	
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	
対象となる本人の数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
対象となる本人の範囲 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(*):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 <p>* 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう</p>	
その妥当性		市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。 オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。	
⑥委託先名		支払基金	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 再委託する</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>	
	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。	
⑨再委託事項		医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	

⑪	委託事項6	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
⑫	①委託内容	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
⑬	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
⑭	対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑮	対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(*):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者 　　のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者 　　でない者 　　(例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入し 　　ている場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 <p>* 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう</p>
⑯	その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。
⑰	③委託先における取扱者数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</p>
⑱	④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑲	⑤委託先名の確認方法	福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。
⑳	⑥委託先名	福岡県国民健康保険団体連合会 (福岡県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)
㉑	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[再委託する]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
㉒	再委託	委託先の福岡県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、福岡県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。
㉓	⑨再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て

委託事項7		共通基盤の運用・保守業務
①委託内容		共通基盤に関する運用・保守業務等(共通基盤にて提供する機能の運用・保守、バックアップデータの取得と遠隔地保管、障害・異常発生時の確認及び復旧等)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[100万人以上1,000万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	運用・保守作業においては、バックアップ取得、システム障害・異常発生時の対応について、全てのデータを取り扱う必要があるため。
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (システムの直接操作)</p>
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。
⑥委託先名		株式会社日立製作所
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[再委託する]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	委託先から、再委託内容・期間・再委託先等を記載した申請書を提出させ、再委託先に個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認を行う。
	⑨再委託事項	<ul style="list-style-type: none"> ・運用保守に関するシステム問い合わせの対応 ・各種システム変更作業 ・課題対応 ・インフラ整備基盤サービス全体のバックアップデータの遠隔地保管業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (28) 件 [○] 移転を行っている (6) 件 [] 行っていない	
提供先1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(別紙1参照)	
②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第2に定める各事務(別紙1参照)	
③提供する情報	番号法第19条第8号別表第2に定める情報(別紙1参照)	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者(資格喪失者含む)	
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会があつた都度	
移転先1	市民局市民部戸籍住民課	
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号及び14号、福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	
②移転先における用途	住民基本台帳法の規定により住民基本台帳に記録することとされている国民健康保険被保険者の資格に関する事務	
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者(資格喪失者含む)	
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	月次	

移転先2	財政局税務部税制課
①法令上の根拠	地方税法第20条の11、福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	個人市県民税の算定における社会保険料控除(国民健康保険料の支払額)の適用のため
③移転する情報	国民健康保険料収納情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者(資格喪失者含む)
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	年次(2月)
移転先3	保健医療局総務部保険年金課
①法令上の根拠	国民年金法第3条第3号、福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	国民年金被保険者資格の確認に関する事務
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者(資格喪失者含む)
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	年次(11月)

移転先4	福祉局高齢社会部介護福祉課
①法令上の根拠	介護保険法第203条、福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	介護保険制度にかかる介護給付費支給決定に関する事務
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者(資格喪失者含む)
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	月次
移転先5	保健医療局総務部保険医療課
①法令上の根拠	福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例、福岡市子ども医療費助成条例、福岡市重度障がい者医療費助成条例、福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	福岡市ひとり親家庭等医療費助成、福岡市子ども医療費助成、福岡市重度障がい者医療費助成にかかる資格の認定および助成の決定に関する事務
③移転する情報	・国民健康保険被保険者資格情報 ・保険給付に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者(資格喪失者含む)
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	隨時
移転先6	保健医療局健康医療部保健予防課
①法令上の根拠	福岡市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	特定医療費(指定難病)支給認定に関する業務
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者(資格喪失者含む)
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	日次

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所		<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報は、データセンター事業者内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターは、免震構造の建造物となっている。 ・データセンターでは、以下の4か所の入口において入退管理を行い、それぞれの入口を通過するためには、個人ごとのICカードが必要となる。 <ol style="list-style-type: none"> 1. データセンター施設入口の関係者チェック 2. データセンター入口のセキュリティゲート 3. サーバー室入口の電子錠 4. サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 ・入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートは有人監視を実施しており、それぞれの入口には監視カメラを設置している。 ・サーバーは事務で使用するシステムごとのサーバーラック内に設置され、それぞれ施錠される。サーバーラックの鍵は事前にサーバーの使用許可を得た者以外の者が開錠することはできない。 ・データセンター内(サーバー室内を含む)には監視カメラを設置するほか、24時間365日警備員が常駐し、監視を行う。 ・特定個人情報を含むサーバー内のデータのバックアップテープはサーバーラック内のテープライブラリに保管され、大規模災害等の復旧に備え、遠隔地保管される。特定個人情報が記録された電子記録媒体及び紙媒体は、施錠容器に格納し、鍵付保管庫で保管している。 <p><統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①統合宛名システムのサーバはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。 ③サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 												
②保管期間	期間	<p><選択肢></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
③消去方法	その妥当性	<p>賦課の遡及、徴収権及び還付請求権の消滅時効が国民健康保険法第110条の規定により2年となっていること及び、サーバーのディスク容量及び処理性能の関係より現年度を含み原則3年間(レセプト情報は2年間)保持している。資格については再加入の際の適切な事務処理のため特に期間は定めていない。なお、情報連携開始後は、最終的には5年間のデータ提供が必要と見込まれるため、サーバーの更新等において5年間保持すること等、今後、保管期間について検討する。</p>												
④備考		<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定個人情報の消去は、業務の必要性、情報提供の必要性及びサーバーのハードディスク容量を勘案し定期的に消去する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。 <p><統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①統合宛名システムに格納する特定個人情報は、各業務システムの副本データであるため、消去のタイミングは各業務システムの運用に準ずる。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、統合宛名システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により完全に消去する。 												

7. 備考

—

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 国民健康保険情報ファイル(資格・賦課)

<宛名情報>

宛名番号、個人番号、世帯番号、氏名情報、生年月日、性別、続柄、住民となった年月日、住民となった届出年月日、住民となった事由、住民区分、世帯主情報、現住所情報、住所を定めた年月日、住所を定めた届出年月日、前住所情報、転入元住所情報、転出先住所情報、本籍・筆頭者情報、消除情報、国籍、在留カード等の番号、在留資格情報、通称名、処理停止情報、送付先情報、送付先履歴情報、記事情報、連絡先情報、口座情報

<資格情報>

宛名番号、記号番号、記号番号開始日、記号番号終了日、資格取得情報、資格喪失情報、資格異動情報、退職者年金受給情報、世帯情報、世帯主情報、世帯被保情報、世帯メモ情報、退職該当情報、学遠該当情報、施設入所情報、個人証情報、高齢受給者証情報、介護適用除外情報、世帯負担割合情報、個人負担割合情報、滞納証情報、旧国保被保険者情報、特定同一世帯所属者異動連絡票情報、旧被扶養者情報、旧被扶養者異動連絡票情報、非自発的失業者情報、被保険者マスタ情報、資格情報個人情報、資格情報世帯情報、資格得喪情報、被保険者ID情報、世帯継続設定情報

<資格履歴情報>

世帯履歴情報、世帯主履歴情報、世帯被保履歴情報、退職該当履歴情報、学遠該当履歴情報、施設入所履歴情報、介護適用除外履歴情報、世帯負担割合履歴情報

<賦課情報>

宛名番号、記号番号、相当年度、賦課年度、基礎所得割額、基礎均等割額、基礎保険料額、基礎減免額、基礎納付額、基礎退職所得割額、基礎退職均等割額、基礎退職保険料額、基礎退職減免額、基礎退職納付額、支援所得割額、支援均等割額、支援保険料額、支援減免額、支援納付額、支援退職所得割額、支援退職均等割額、支援退職保険料額、支援退職減免額、支援退職納付額、介護所得割額、介護均等割額、介護保険料額、介護減免額、介護納付額、介護退職所得割額、介護退職均等割額、介護退職保険料額、介護退職減免額、介護退職納付額、期別賦課情報、賦課被保情報、国保所得情報、減免情報、軽減情報、年金受給者情報、年金連携情報、年金連携履歴情報、仮徴収情報

(2) 国民健康保険情報ファイル(収納管理)

<宛名情報>

宛名番号、個人番号、世帯番号、氏名情報、生年月日、性別、続柄、住民となった年月日、住民となった届出年月日、住民となった事由、住民区分(日本人・外国人)、世帯主情報、現住所情報、住所を定めた年月日、住所を定めた届出年月日、前住所情報、転入元住所情報、転出先住所情報、本籍・筆頭者情報、消除情報、国籍、在留カード等の番号、在留資格情報、通称名、処理停止情報、送付先情報、送付先履歴情報、記事情報、連絡先情報、口座情報

<調定情報>

税目、賦課年度、相同年齢、納期限、賦課異動理由、更正事由、更正日、完納日、最終納付日、最終収入日、本料調定額、本料収入額、本料仮消込額、本料未納額、本料過誤納額、延滞金調定額、延滞金収入額、延滞金仮消込額、延滞金未納額、延滞金過誤納額、納期特例区分、時効予定期、不納欠損処理日、不納欠損区分、延滞金減免区分、延滞金確定日、延滞金執行日、口座振替区分、振替金額、口振不能理由、口座振替日、変更納期限、催告書発付日、催告納期、記号番号、通知書番号

<消込情報>

会計科目、賦課年度、相同年齢、納税義務者番号、分納回数、期月、納付書番号、領收日、収入日、納付区分、収納種別、消込金額、消込本税額、消込延滞金、確定延滞金、未確定延滞金、消込処理情報、仮消込情報、仮消込エラー情報

<履歴情報>

調定履歴情報、消込履歴情報、仮消込履歴情報、証明書発行履歴、充当履歴情報、還付履歴情報

<その他収納管理情報>

口座振替情報、返戻情報、返戻住所情報、過誤納情報(※公金受取口座の利用の申し出があった場合は公金受取口座を設定)、還付通知書情報、納付書情報、滞縛調定情報、滞縛異動情報

(3) 国民健康保険情報ファイル(給付)

<給付記録情報>

宛名番号、記号番号、給付記録番号、給付種別、審査年月、診療年月、支給区分、支給決定日、支給処理日、支給決定額、貸付額、充当額、調整額、給付記録情報、調剤情報、療養費支給情報、高額明細情報、若年高額支給情報、高齢高額外来支給情報、高齢高額支給情報、高額支給情報、高額療養費償還払い情報、高額事前申請情報、高額事前貸付情報、出産育児葬祭費情報、限度額認定証情報、特定疾病受療証情報、不当利得情報、第三者行為情報、差額支給情報、償還払い情報、高額介護合算情報転居特例対象世帯情報、転居月75歳特例情報、高額該当引継情報、外債年間合算情報

※公金受取口座の利用の申し出があった場合は公金受取口座を設定

(4) 国民健康保険情報ファイル(滞納整理)

<延滞金計算情報>

延滞金情報、年利情報、分納計算情報

<延滞金通常計算情報>

通常年利、半額年利

<延滞金変動計算情報>

年利

<延長期間延滞率情報>

開始日付、延滞率

<関連者情報>

支店番号、関連者情報、関連種類コード、関連種類

<勤務先情報>

支店番号、勤務先視点番号、漢字名称、住所情報

<経過記録情報>

担当者情報、経過種別、約束履行情報、経過記録、経過種別、詳細情報、経過内容区分、経過内容

<欠損確定情報>

税目、課税年度、相同年齢、通知書番号、期、欠損情報、欠損種類、欠損事由、名称

<催告書見出情報>

見出番号、文書名、文書内容
＜催告書発行帳票情報＞
時刻、帳票バーコード、住民コード、区コード、業務コード、帳票ID、業務キー、発行年月日
＜財産区分情報＞
財産区分コード、設定日、入力区分、基準日、期限日、前財産区分コード、前設定日、前入力区分、前基準日、前期限日、
財産区分コード、財産区分、財産区分略、特別区分
＜財産種類名情報＞
財産種類、財産種類名
＜財産処分情報＞
処分番号、一連番号、財産番号、処分種類、執行日、解除処分番号、解除日
＜時効管理情報＞
税目、課税年度、相当年度、通知書番号、期、時効起算日、時効完成日、催告延长期限日、執停時効起算日、執停時効完成日、
事由発生日、事由コード、名称
＜執行機関名情報＞
執行機関情報、住所情報
＜執行停止解除情報＞
執行停止番号、執行停止解除理由
＜執行停止情報＞
執行停止番号、起案日、決裁日、解除日、住所情報、勤務先、執行停止要件、住基登録有無、除票日、除票理由、転出先住所、
転出先方書、照会先自治体、転出先住基有無、転出先除票理由、転出先除票日、法人登記有無、代表者名、執行停止理由、
対象期数、対象税額
＜執行停止要件情報＞
執行停止要件コード、執行停止要件名、地方税法、欠損年数
＜収納情報＞
税目、課税年度、相当年度、通知書番号、期、法人番号、調定情報、督促手数料、確定延滞金有無、確定延滞金、納期限、
収納額、収納延滞金、領収日、収納日、納付回数、累計収納額、累計督手料、累計延滞金、最終領収日、最終収納日、最終入金額
＜処分期別情報＞
税目、課税年度、相当年度、通知書番号、期、処分種類、処分番号、執行日
＜処分情報＞
支店番号、処分番号、処分種類、財産種類、起案日、決裁日、受付日、解除日、換価日、受付番号、解除区分、
換価区分、換価額、住所情報
＜照会記録情報＞
帳票種類、処理日
＜照会先グループ名情報＞
種類コード、グループ番号、グループ
＜照会先種類名情報＞
種類コード、種類名称、個別有無
＜照会先情報＞
種類コード、照会先番号、住所情報
グループ番号、略称
＜照会文書種類名情報＞
帳票種類、帳票種類名、帳票略称
＜嘱託員担当割情報＞
担当者コード
＜職業情報＞
職業コード、名称
＜対応内容情報＞
対応内容区分、対応内容コード、対応内容、処理区分、並替区分
＜滞納区分情報＞
滞納区分コード、設定日、入力区分、基準日、期限日、前滞納区分コード、前設定日、前入力区分、前基準日、前期限日
＜滞納区分名情報＞
滞納区分コード、滞納区分、滞納区分略、特別区分
＜滞納個人情報＞
担当者コード、担当者変更事由、死亡日、連絡先情報、特記事項、滞納事由コード
＜滞納事由情報＞
コード、名称
＜担当者情報＞
担当者コード、区コード、係コード、市内外区分、役職名、担当者名、権限有無、職員番号、連絡先情報
＜帳票記録情報＞
日付、時刻、発送日、調査日、延滞金計算日、返戻日、公示送達有無、公示送達日
＜納付方法情報＞
納付方法コード、納付方法、納付方法略称
＜配当期別情報＞
税目、課税年度、相当年度、通知書番号、期、財産番号、法人番号、調定額、修正調定額、督促手数料、修正督手料、
延滞金、修正延滞金、納期限、累計収納額、累計収納額内数、累計督手料、累計延滞金
＜配当財産情報＞
財産番号、起案日、執行日、文書番号、受入金額、延滞金有無、延滞金計算日、督促有無、残余金、残余金計算値、交付期日
＜配当支払情報＞
財産番号、配当順位、債権者番号、一連番号、債権者住所情報、債権額、配当額

<付箋情報>

色コード、付箋コード、付箋内容

<分納区分名情報>

分納区分、分納区分略

<分納指示情報>

税目、課税年度、相当年度、通知書番号、期、分納順序、法人番号、調定額、督促手数料、延滞金、納期限、累計収納額、累計督手料、累計延滞金、未納合計

<分納誓約情報>

誓約日、担当者名、分納開始年月、月間隔、納付約束日、約束管理、分納対象、本日入金額、分納入金額、分納回数、延滞金計算有無、延滞金計算日、督促有無、納期末到来分有無、完納日

<分納内訳情報>

税目、課税年度、相当年度、通知書番号、期、回数、法人番号、納付書番号、納付日、納付税額、納付督手料、納付延滞金、納付合計、累計納付額

<法務局名情報>

法務局名、住所情報

<訪問結果情報>

訪問結果コード、訪問結果

<訪問個人情報>

地図情報、訪問担当者情報、訪問順序

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><国保連合会以外からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> 届出、申請等の窓口において、届出、申請内容や本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 窓口においてシステム端末により情報を照合確認を行う。 府内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっており、対象者以外の情報の入手はできない。 <p><国保連合会からの入手></p> <p>国保総合PC及びデータ連携用PC(以下「国保総合PC等」という。)における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 国保総合PC等において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 <p>* : ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p><国保連合会以外からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書記載内容等必要最小限の情報のみ入手し不必要的情報の入手防止に努める。 システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要的情報へのアクセス制限により不正なアクセスを防止する。 府内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっており、必要な情報以外の情報の入手はできない。 <p><国保連合会からの入手></p> <p>国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインターフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 <p>* : ここでいう指定されたインターフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PC等との間でやりとりされるデータ 定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 申請受理後、内部で届け出書類、本人確認用書類との照合確認する。 わかりやすい様式、記載例により届出書等の記載ミスを防止する。 事務処理要領、業務フローを整備し、担当者会議等にての周知等により運用ミスの防止に努める。 アクセスログ、操作ログを保存し調査等を可能とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク				
リスクに対する措置の内容	<p><国保連合会以外からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要的情報へのアクセスを制限により不正なアクセスを防止する。 ・アクセスログ、操作ログを保存し調査等を可能とする。 ・府内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっている。 <p><国保連合会からの入手></p> <p>国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。 			
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク				
入手の際の本人確認の措置の内容	<p><国保連合会以外からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出、申請等の窓口において、本人確認の手続きを厳格に行う。 <p><国保連合会からの入手></p> <p>①国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PC等において国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 ・さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 <p>②本市の国民健康システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報は、本市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めるこを行うこととしている。 			
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p><国保連合会以外からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録内の者については、住民基本台帳システムから連携された国保システム宛名情報にて真正性の確認を行う。 ・住民登録外の者については、住基ネット端末で真正性の確認を行う。 <p><国保連合会からの入手></p> <p>国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。 			
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p><国保連合会以外からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請受理後、内部で届け出書類、本人確認用書類との照合確認する。 ・わかりやすい様式、記載例により届出書等の記載ミスを防止する。 <p><国保連合会からの入手></p> <p>①国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会から配信される被保険者情報については、本市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市および他市の双方に配信され、本市および他市の職員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。 <p>②本市の国民健康保険システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報は、本市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めるこを行うこととしている。 			
他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理要領、業務フローを整備し、担当者会議等にての周知等により運用ミスの防止に努める。 			
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク							
リスクに対する措置の内容		<p><国保連合会以外からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣の窓口との間隔が狭い個所についてはパーテイション等により覗き見されないようにしている。 ・窓口からは端末画面を見えないようにしている。場所により端末画面に覗き込み防止フィルターを設置している。 <p><国保連合会からの入手></p> <p>①国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の国保総合PC等は、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・本市の国保総合PC等と国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・本市の国保総合PC等と国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PC等において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PC等へのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 <p>②国保総合PC等と既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 					
リスクへの対策は十分か		<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>					
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
<p>・システム間連携等による入手(移転)にあたっては、委託業者が実施している。詳細は「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」のとおり。</p>							
3. 特定個人情報の使用							
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク							
宛名システム等における措置の内容		<p><統合宛名システム></p> <p>統合宛名システムを利用するには、職員証及びUSBトークンを利用した、二要素による認証機能を設けており、権限を保持しない者は接続できないようになっている。</p> <p>権限は、番号法に定められた利用事務の所管課の業務担当職員のみに付与され、また、情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ統合宛名システム上で設定することで、事務に必要な情報への接続もできないよう制限している。</p>					
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容		<p><国民健康保険システム、滞納整理システム></p> <p>・職員証とパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。</p>					
その他の措置の内容		<p><国保総合PC等における措置></p> <p>・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PC等に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</p> <p>* : ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>					
リスクへの対策は十分か		<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>					

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	<p><国民健康保険システム、滞納整理システム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員証とパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。 <p><国保総合PC等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PC等を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PC等において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードには、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動時及び随時、発行・変更・廃止の申請によりアクセス権限を管理している。廃止届漏れについてはチェックおこない申請をさせている。 		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・係毎や担当毎に細かくアクセス権の設定を行っている。 		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<p><国民健康保険システム、滞納整理システム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーID、端末IDのアクセスログ、操作ログを記録する。 <p><国保総合PC等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PC等へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。 		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事務外の情報を使用しないよう、ユーザー教育を継続的に行っていく。 ・アクセスログ、操作ログを記録し、また、記録していることを周知する。 ・業務時間外でのシステムの使用を禁止している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	

リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容			<p><国民健康保険システム、滞納整理システム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先に対して、契約書等において許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護及び情報セキュリティの体制整備を求め、従事者への研修の実施を義務付けている。また、必要に応じ監査等の実施や事故発生時の情報の公開が可能なこと並びに罰則の適用があることを定めている。 <p><国保総合PC等における措置></p> <p>①国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PC等に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PC等へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。 <p>* : ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことです。</p> <p>②国保総合PC等と既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。コンピュータのロックも行う。
- ・システム端末のディスプレイを来庁者から見えにくい位置に置く。設置場所により覗き込み防止フィルターを使用する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク

委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク

委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク

委託契約終了後の不正な使用等のリスク

再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・作業者は個人情報及び情報資産の取扱いについて、「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」を遵守することを契約書に明示し、かつ契約締結時に業務遂行責任者及び作業従事者一覧を提出させ確認している。 ・また、誓約書を微取し作業者の情報資産の適切な取扱いや指導監督について遵守を求める管理体制の強化を図っている。委託先の事情により、誓約書を微取することができない場合は、当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報が適正に管理されているかの確認資料を提出させる。 		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可されたもの以外特定個人情報ファイルにアクセスできないように制御しており、許可があつてもID、パスワードにより認証している。 <p><国保総合PC等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させる。また、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させる。 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 ・アクセス権限と事務の対応表は隨時見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 <p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 		

(25)

	<p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録</p> <p>[記録を残している] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
(26)	<p>具体的な方法</p> <p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業者、作業内容を記載した作業記録の提出を求め、保管している。 ・アクセスログ、操作ログを記録する。 <p><国保総合PC等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先の従業員等が当市の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場合には、国保連合会の国保総合(国保集約)システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録することにしている。 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。 <p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要的複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。
	<p>特定個人情報の提供ルール</p> <p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
	<p>委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p> <p>・「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」において、委託業務以外の目的のための委託業務に係る個人情報及び情報資産の第三者へ提供の制限に関する事項を契約書等へ明記し、遵守させる旨定めている。</p> <p>・受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に報告を求める。また、必要に応じて監査又は検査をする。</p>
	<p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p> <p>・「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」において、外部委託に際し、契約明記事項やこれらが遵守されているか等に係る情報セキュリティ管理者との事前協議等の手続きを定めている。</p> <p>・受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に報告を求める。また、必要に応じて監査又は検査をする。</p>
(27)	<p>特定個人情報の消去ルール</p> <p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p> <p>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</p> <p>・「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」において、委託業務終了時の個人情報及び情報資産の返還、廃棄等に関する事項を契約書等へ明記し、遵守させる旨定めている。</p> <p>・受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に報告を求める。また、必要に応じて監査又は検査をする。</p> <p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		<p>「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」において、受託者は、この契約に基づき委託された業務を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の取扱いについて、「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守しなければならないとしている。</p> <p><個人情報・情報資産取扱特記事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持にすること ・従業者の監督等にすること ・作業場所の制限にすること ・収集に関する制限にすること ・使用及び提供に関する制限にすること ・安全確保の措置にすること ・複写、複製又は加工の制限にすること ・再委託の制限にすること ・委託業務終了時の返還、廃棄等にすること ・報告及び監査・検査の実施にすること ・事故等発生時の報告にすること ・事故等発生時の公表にすること ・契約の解除にすること
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		<p>・契約書及び「個人情報及び情報資産取扱特記事項」において、委託元の承認により第三者に委託する場合は、再委託先に対して、契約書及び「個人情報及び情報資産取扱特記事項」に規定する個人情報及び情報資産の取り扱いの義務を遵守させる旨定めている。</p> <p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要的複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

(28)

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置>

- ・資料やデータの市の承諾なしの持ち出しの禁止
- ・データ保護・プライバシー保護に関し業務従事者への研修の実施、情報保護を図る体制の確立の求め
- ・入退室台帳による従事者の入退室管理
- ・身分証明書の常時携帯及び名札の着用
- ・委託業務に係る体制表の提出

<国保連合会における措置>

- ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
- ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パーソンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。
- ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
- ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
- ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要的複製を制限するため、事前にシステム管理者の承認を得る。
- ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
- ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。

<取りまとめ機関における措置>

- ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）

[] 提供・移転しない

リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・作業指示書兼報告書、運用日誌、媒体受渡管理簿による記録 ・アクセスログ、操作ログの記録
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転については、番号法関係法令で定められた提供先・移転先・事項についてのみ行う。 「福岡市個人情報保護事務取扱要綱」や「情報セキュリティ共通実施手順」にて、本市の他担当部署に個人情報及び情報資産を移転する場合、あるいは、本市の機関以外に個人情報及び情報資産を提供する場合それぞれで、それらの取扱いにかかる利用・承認、あるいは合意の手続を定めている。 ルールの遵守状況については、定期的な自己点検にて確認することとしている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	・定例的な処理については作業スケジュール、作業指示書兼報告書、運用日誌において管理している。 ・媒体によるものは、媒体受け渡し管理簿においても管理している。 ・処理依頼によるものについては、処理依頼書を微取するとともに同書において提供、移転の適否を確認し処理を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	・作業指示書兼報告書、作業要領による確認、処理手順や結果のダブルチェックを行うことで誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクを防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・ネットワークは府内に閉じたものであり、外部からのアクセスはできない仕様となっている。
- ・媒体は必要に応じて暗号化、パスワードをかけている。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	2) 十分である
		1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	

リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	2) 十分である
		1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムにおいては、照会取得したものを、自動で適切に変換、登録する仕様となる。適切なテストを行うことで不正確な情報となることを防止する。 ・なお、変換・更新履歴を残すことで調査等を対応を可能とする。 <p><統合宛名システムにおける措置></p> <p>①統合宛名システムは、照会対象者に付番された正しい個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインターフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計される。これにより、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <p>②統合宛名システム上の宛名情報・業務情報は副本であり、また、中間サーバから各業務システムあての情報照会結果の中継においては、照会結果内容の改変は行わない。これにより、各業務システムが入手する照会結果内容が中間サーバから入手した内容と同一であることを担保している。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か			<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条に定められた事務担当者のみが担当事務の照会・結果受領処理しか行えないようにアクセスを制限し、情報漏えいを防止する。 ・サーバーはデータセンターに設置し物理的にアクセスできるものを限定する。 ・ネットワークは庁内に閉じたものであり、外部からのアクセスはできない仕様となっている。 <p><統合宛名システムにおける措置></p> <p>①接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員証及びUSBトークンを利用した、二要素による認証機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。</p> <p>②番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。</p> <p>③中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中間サーバと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>④統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている、業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を担保している。</p> <p>⑤操作内容の追跡調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する仕組みになっている。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>（※）中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か			<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク5：不正な提供が行われるリスク				
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条に定められた該当事務、該当情報の提供を行えないような仕様とし不正な提供を防止する。 ・システムから統合宛名システムへの副本データの登録については、システム間の自動連携により行う仕様とし、登録ミスを防止する。 ・自動連携できない場合については、入力ミスの無いように、統合宛名システムへの登録方法についてマニュアル等を整備する。なお、統合宛名システムでは、アクセス制御および操作内容の追跡調査が可能となっている。 ・支援措置対象者については自動応答不可フラグを設定する。当該業務担当者のみが必要な確認を行った後にしか情報提供を行えないように制御する。 <p><統合宛名システムにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①各業務システムから中間サーバあての情報提供要求の中継においては、提供元・提供先・提供内容等の改変は行わないことで、中間サーバでの情報提供機能によるチェックに従うことを担保している。 ②接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報提供を防止している。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>			
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク				
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムにおいては、提供用の副本データを、自動で適切に変換、登録する仕様となる。適切なテストを行うことで不適切な情報となることを防止する。 ・自動連携できない場合については、入力ミスの無いように、統合宛名システムへの登録方法についてマニュアル等を整備する。なお、統合宛名システムでは、アクセス制御および操作内容の追跡調査が可能となっている。 <p><統合宛名システムにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①統合宛名システムは自機関向けの中間サーバとだけ通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計することで、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外による情報提供を防止している。 ③操作内容の追跡調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報提供などを抑止する仕組みになっている。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットホームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 			
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムにおいては、提供用の副本データを、自動で適切に変換、登録する仕様となる。適切なテストを行うことで誤った情報となることを防止する。 ・自動連携できない場合については、入力ミスの無いように、統合宛名システムへの登録方法についてマニュアル等を整備する。なお、統合宛名システムでは、アクセス制御および操作内容の追跡調査が可能となっている。 <p><統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①統合宛名システムは自機関向けの中間サーバとだけ、通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②統合宛名システムは、他機関へ提供する情報を副本として、中間サーバへ転送する機能を有するが、転送の際に情報内容の改変を行わないことで、中間サーバの副本内容が業務情報と同一であることを担保している。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><本市における措置></p> <p>情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステムは、統合宛名システムや業務システムは直接接続はできない。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク				
①NISC政府機関統一基準群				
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない		
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない		
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない		
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
具体的な対策の内容				
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
具体的な対策の内容				

⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
具体的な保管方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	<国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・住民登録内の者については住民基本台帳への記載、変更時にシステム間で自動的に連携する。 ・住民登録外の者については、随時本人確認を行い変更があればその都度データを更新する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	<国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・保険料の時効到来分や不納欠損データの消去は定期的に行っている。 ・宛名情報については、住民基本台帳からの連携で消除情報を持たせている。宛名情報の消去ルールを随時見直し適切な運用に努める。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・端末、サーバーの更新に当たっては、データの完全消去作業を実施している。 ・媒体の廃棄に関しては、データを完全に消去する、初期化を実施する、読み取りができないように物理的に破壊する、いずれかの対応を実施したうえで廃棄している。 ・紙媒体については、鍵付の保管庫などに収納するとともに、廃棄についてはシュレッダー処理を徹底している。			
<取りまとめ機関における措置>			
・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。			

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査

①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<具体的なチェック方法> ・本市における措置 ・特定個人情報の取扱いに関する自己点検を年に1回実施している。 ・評価書の見直しを年に1回実施し、その中で評価書の記載内容が運用実態と相違がないことも含めて自己点検している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<具体的な内容> ・本市における措置 ・福岡市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期の監査基本方針を「福岡市情報セキュリティ監査中期計画」として策定している。 ・取り扱う情報の重要度に応じ、外部監査、内部監査を定期的に実施している。監査項目については総務省の「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」を参照し実施している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <国保総合(国保集約)システム> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めるることにする)。	

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<具体的な方法> (1)情報セキュリティ研修について ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年度実施し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者(課長)を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施している。 ・J-LISのeラーニングやCYDER等の外部の研修受講を広く募集し、毎年度活用している。 (2)情報セキュリティに係る各種周知について ・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、情報セキュリティについての職員の意識向上を図っている。 ・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について関係課と連携して通知する等、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関して継続的に周知を行っている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	

3. その他のリスク対策

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>
・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。
<取りまとめ機関における措置>

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 総務企画局 行政部 情報公開室 TEL092-711-4129 FAX092-733-5619
②請求方法	福岡市個人情報保護条例に基づき、「開示・訂正・利用停止請求書」により請求する。
特記事項	
③手数料等	[無料] <選択肢> (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル
公表場所	・市ホームページ ・総務企画局行政部情報公開室
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 保健医療局 総務部 保険年金課 TEL092-711-4242 FAX092-733-5441
②対応方法	・問い合わせについては、電話や窓口にて受付を行い、必要に応じて記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについては、定められたルールに基づき、担当部署への連絡・協議の上、対応する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価

①実施日	令和3年5月10日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)

2. 国民・住民等からの意見の聴取

①方法	対象事案についてパブリック・コメント手続きを実施する旨を市政だよりに周知の上、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配布を行う。意見は郵便、ファクシミリ、電子メールおよび情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。意見に対する本市の考え方については、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等で示す。
②実施日・期間	令和3年6月1日から令和3年6月30日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	提出意見なし
⑤評価書への反映	—

3. 第三者点検

①実施日	令和3年7月14日
②方法	福岡市個人情報保護審議会による点検
③結果	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価し新規定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】

①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月(予定)	平成27年10月	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署(住民基本台帳、住民税所管部署)、地方公共団体・地方独立行政法人(番号法別表第2に定められた機関)、民間事業者(金融機関、生命保険会社等)、その他(福岡県国民健康保険団体連合会(レセプト情報)、地方公共団体情報システム機構)	本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署(住民基本台帳、住民税所管部署)、地方公共団体・地方独立行政法人(番号法別表第2に定められた機関)、民間事業者(金融機関、生命保険会社等)、その他(福岡県国民健康保険団体連合会(レセプト情報)、地方公共団体情報システム機構)	事後	記載誤りを正すことを目的にする変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、専用線、府内連携システム、情報提供ネットワークシステム	紙、電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、専用線、府内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事後	詳細の追記であり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	(別紙2)「すべての記録項目」を参照	(別紙2)「すべての記録項目」を参照	事後	詳細の追記であり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	発生あり	発生なし	事後	発生日(平成25年6月)より3年経過することに伴う記載内容の変更であり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	システムのデータ更新のため、区役所へDVDで個人情報データを運搬していた委託業者が、運搬中の交通機関車内にDVDを置き忘れた。	※記載削除	事後	発生日(平成25年6月)より3年経過することに伴う記載内容の変更であり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	DVDで運搬していたデータを、専用線による伝送方式にシステムを改修した。	※記載削除	事後	発生日(平成25年6月)より3年経過することに伴う記載内容の変更であり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検	<本市における措置> 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	<本市における措置> 年に1回、評価書の定期見直し時に行う自己点検チェックの中で、評価書の記載内容が運用実態と相違がないことも含めて確認している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	事後	自己点検方法の記載内容を実態に合わせた内容に修正しただけであり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

		<本市における措置> (1)情報セキュリティ研修について ・全職員を対象として情報セキュリティ研修を毎年度実施(オンライン形式)し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者(課長)を対象とした研修、希望者を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。 ・外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。 (2)情報セキュリティに関する各種周知について ・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、情報セキュリティについての職員の意識向上を図っている。 ・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について情報公開室等と連携して通知する等、情報セキュリティに関して継続的に周知を行っている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<本市における措置> (1)研修について ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年度実施(オンライン形式)し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・情報セキュリティ及び個人情報の取扱いについて、新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者及び担当課個人情報保護責任者(課長)を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。 ・外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。 (2)各種周知について ・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、情報セキュリティについての職員の意識向上を図っている。 ・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について関係課と連携して通知する等、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関する継続的な周知を行っている。	事後	情報セキュリティだけでなく、個人情報の取扱いに関する内容の追記に伴う記載内容の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	番号法第9条第1項 別表第一の30の項	・番号法第9条第1項 別表第一 第30号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	事後	法令上の根拠の追記であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月8日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠				
平成28年8月8日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、19、20、25、33、43、44、46、49、53条) (別表第2における情報照会の根拠) ・42項～45項	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、19、20、25、33、43、44、46、49、53条) <情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 别表第二(42、43、44、45の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、26条)	事後	法令上の根拠の追記であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年2月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	(記載なし)	(システム5を追加)	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	(別添1)事務内容	「事務の流れ」を記載	「事務の流れ」は変更前の記載通りであるが、「※国保広域化に関する事務は別紙参照」の文言を追加	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	(別添1)事務内容	(記載なし)	(別添1)国保広域化に係る業務(資格継続業務)を追加	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	(別添1)事務内容	(記載なし)	(別添1)国保広域化に係る業務(高額該当回数の引き継ぎ業務)を追加	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号…申請時等の本人確認のため ・その他識別番号…被保険者の管理、他の府内連携データの個人を紐づけるため ・4情報…管理する対象の個人を特定するため ・連絡先…被保険者と連絡を取る際に必要であるため ・地方税関係情報…保険料を計算するため ・医療保険関係情報…国民健康保険が医療保険制度であるため ・年金関係情報…資格の適正化に必要であるため	・個人番号…申請時等の本人確認のため ・その他識別番号…被保険者の管理、他の府内連携データの個人を紐づけるため ・4情報…管理する対象の個人を特定するため ・連絡先…被保険者と連絡を取る際に必要であるため ・その他住民票関係情報…世帯主との統柄など申請時等に確認するため ・地方税関係情報…保険料を計算するため ・医療保険関係情報…国民健康保険が医療保険制度であるため ・年金関係情報…資格の適正化に必要であるため	事後	重要な変更に該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署(住民基本台帳、住民税所管部署)、地方公共団体・地方独立行政法人(番号法別表第2に定められた機関)、民間事業者(金融機関、生命保険会社等)、その他(福岡県国民健康保険団体連合会、地方公共団体情報システム機構)	本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署(住民基本台帳、地方税、医療保険関係、介護・高齢者福祉、年金所管部署)、行政機関・独立行政法人等(番号法別表第2に定められた機関)、地方公共団体・地方独立行政法人(番号法別表第2に定められた機関)、民間事業者(金融機関、生命保険会社等)、その他(福岡県国民健康保険団体連合会、地方公共団体情報システム機構、番号法別表第2に定められた機関)	事前	重要な変更が生じるため。

平成29年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<p>・住民情報…住民に異動があった都度随時</p> <p>・住民税…月次</p> <p>・特別徴収関係情報…年次(5月)</p> <p>・預貯金情報、生命保険加入状況等…滞納処分事務実施時随時</p> <p>・セセプト情報…月次</p> <p>・年金関係情報…年次(10月)</p>	<p><国保連合会以外からの入手></p> <p>・住民情報…住民に異動があった都度随時</p> <p>・住民税…月次、住民に異動があった都度随時</p> <p>・特別徴収関係情報…年次(5月)</p> <p>・預貯金情報、生命保険加入状況等…滞納処分事務実施時随時</p> <p>・セセプト情報…月次</p> <p>・年金関係情報…年次(10月)</p> <p>・健康保険関係情報…個人番号が記載された届書等が提出されたとき(国民健康保険の資格喪失に係る届出等)</p> <p>・保険給付関係情報…個人番号が記載された届書等が提出されたとき(保険給付の申請等)</p> <p>・雇用保険適用情報…個人番号が記載された届書等が提出されたとき(非自発的失業者による保険料の軽減の申請)</p> <p><国保連合会からの入手></p> <p>・資格継続業務:被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等)</p> <p>国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。平成30年4月1日以後に、日々の頻度。</p> <p>・高額該当の引き継ぎ業務:引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等)</p> <p>転出地市町村から転入地市町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。平成30年4月1日以後に、月次の頻度。</p>	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	<p>・住民情報…転入・出生時や国保法第6条の規定に該当しなくなった場合の資格取得事務等に必要なため</p> <p>・住民税…賦課変更の確認、計算に必要なため</p> <p>・預貯金情報、生命保険加入状況等…滞納処分に必要なため</p> <p>・特別徴収関係情報…保険料徴収に必要なため</p> <p>・セセプト情報…給付業務に必要なため</p> <p>・年金関係情報…資格の適正化に必要であるため</p>	<p><国保連合会以外からの入手></p> <p>・住民情報…転入・出生時や国保法第6条の規定に該当しなくなった場合の資格取得事務等に必要なため</p> <p>・住民税…賦課変更の確認、計算に必要なため</p> <p>・預貯金情報、生命保険加入状況等…滞納処分に必要なため</p> <p>・特別徴収関係情報…保険料徴収に必要なため</p> <p>・セセプト情報…給付業務に必要なため</p> <p>・年金関係情報…資格の適正化に必要であるため</p> <p>・健康保険関係情報…資格取得事務等に必要なため</p> <p>・保険給付関係情報…給付業務等に必要なため</p> <p>・雇用保険給付情報…非自発的失業者の確認に必要なため</p> <p><国保連合会からの入手></p> <p>国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。なお、入手する情報は、当市の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p>	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	(前項の続き)		<p>・入手の時期・頻度の妥当性</p> <p>資格継続業務:国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日々で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。</p> <p>高額該当の引き継ぎ業務:引き継ぎ情報:高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、毎月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。</p> <p>・入手方法の妥当性</p> <p>入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</p>	事前	重要な変更が生じるため。

		<p>・住民情報…住民基本台帳法が住民に関する事務の処理の基礎とされており、特段の法令や条例の規定がなくても、住民基本台帳を備える市町村の執行機関が、当該市町村の住民の住民票に係る情報(個人番号を含む本人確認情報もその一部)をその事務処理に利用できるのは当然と解されていることから、個人番号利用事務の処理においても、(住民基本台帳法に基づき)住民基本台帳から個人番号を取得して利用することができる。</p> <p>・住民税…国民健康保険法第113条の2 ・預貯金情報、生命保険加入状況等…国税徵收法第141条 ・特別徴収関係情報…国民健康保険法第76条の4</p> <p>・セセプト情報…現金給付については、国保法第54条(療養費)等及び国保法施行規則第27条(療養費の支給申請)等の規定により世帯主から申請によって随时入手するため、利用目的は明らかである。現物給付については、被保険者の医療機関等の受診について国保法第36条(療養の給付)等において定められており、また、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に基づき月1回診療報酬の請求を受ける。</p> <p>・年金関係情報…国民健康保険法第113条の2</p>			
平成29年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	<p>・セセプト情報…現金給付については、国保法第54条(療養費)等及び国保法施行規則第27条(療養費の支給申請)等の規定により世帯主から申請によって随时入手するため、利用目的は明らかである。現物給付については、被保険者の医療機関等の受診について国保法第36条(療養の給付)等において定められており、また、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に基づき月1回診療報酬の請求を受ける。</p> <p>・年金関係情報…国民健康保険法第113条の2</p> <p>・健康保険関係情報…本人が申請時に個人番号を取得し、情報提供ネットワークで照会するため、利用目的を説明する。</p> <p>・保険給付関係情報…本人が申請時に個人番号を取得し、情報提供ネットワークで照会するため、利用目的を説明する。</p> <p>・雇用保険給付情報…本人が申請時に個人番号を取得し、情報提供ネットワークで照会するため、利用目的を説明する。</p>	事前	重要な変更が生じるため。	
平成29年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	<p>・住民情報…資格取得事務等に必要なため突合させる。【突合条件】識別情報で突合。</p> <p>・住民税情報…賦課変更の確認、計算に必要なため突合させる。【突合条件】内部番号で突合。</p> <p>・預貯金情報、生命保険加入状況等…滞納処分に必要なため突合させる。【突合条件】氏名、生年月日で突合後調査。</p> <p>・特別徴収情報…保険料徵収に必要なため突合させる。【突合条件】4情報で突合。突合不能分は個別に調査。</p> <p>・セセプト情報…給付業務に必要なため突合させる。【突合条件】4情報で突合。突合不能分は個別に調査。</p> <p>・年金関係情報…資格の適正化に必要なため突合させる。【突合条件】内部番号で突合。</p>	事前	重要な変更が生じるため。	
平成29年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する(2件)	委託する(3件)	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	(記載なし)	(委託事項3を追加)	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号及び14号、番号法第9条第2号により定める予定の条例	住民基本台帳法第7条第10号及び14号、福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	条例名称の変更を修正するものであり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	地方税法第20条の11、番号法第9条第2号により定める予定の条例	地方税法第20条の11、福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	条例名称の変更を修正するものであり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ①法令上の根拠	国民年金法第3条第3号、番号法第9条第2号により定める予定の条例	国民年金法第3条第3号、福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	条例名称の変更を修正するものであり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

平成29年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ①法令上の根拠	介護保険法第203条、番号法第9条第2号により定める予定の条例	介護保険法第203条、福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	条例名称の変更を修正するものであり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ①システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。 ③サーバへのアクセスは、ユーザーアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。 <統合宛名システムにおける措置> ①統合宛名システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。 ③サーバへのアクセスは、ユーザーアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ①システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理している。また、サーバ更新にあたり、サーバはデータセンターに設置し、下記のとおり厳重に管理する。 ・あらかじめ定められた申請者から事前の利用登録(初回のみ)及び入館申請(都度)を必須としており、全ての入館者を管理している。 ・サーバ室への出入口にセキュリティカード及び生体認証装置を設置し、入室を厳重に管理している。 ・サーバのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ②特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。 ③サーバへのアクセスは、ユーザーアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。 <統合宛名システムにおける措置> ①統合宛名システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。 ③サーバへのアクセスは、ユーザーアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・届出、申請等の窓口において、届出、申請内容や本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・窓口においてシステム端末により情報を照合確認を行う。 ・府内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっており、対象者以外の情報の入手はできない。	<国保連合会以外からの入手> ・届出、申請等の窓口において、届出、申請内容や本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・窓口においてシステム端末により情報を照合確認を行う。 ・府内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっており、対象者以外の情報の入手はできない。 <国保連合会からの入手> ・国保総合PC及びデータ連携用PC(以下「国保総合PC等」という。)における措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PC等において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 * :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことです。	事前	重要な変更が生じるため。

平成29年2月10日	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</p> <p>リスク1：目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<p>・申請書記載内容等必要最小限の情報のみ入手し不必要な情報の入手防止に努める。</p> <p>・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要的情報へのアクセス制限により不正なアクセスを防止する。</p> <p>・府内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっており、必要な情報以外の情報の入手はできない。</p>	<p><国保連合会以外からの入手></p> <p>・申請書記載内容等必要最小限の情報のみ入手し不必要な情報の入手防止に努める。</p> <p>・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要的情報へのアクセス制限により不正なアクセスを防止する。</p> <p>・府内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっており、必要な情報以外の情報の入手はできない。</p> <p><国保連合会からの入手></p> <p>国保総合PC等における措置</p> <p>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインターフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>* : ここでいう指定されたインターフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PC等との間でやりとりされるデータ定義のこといい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしみになっている。</p>	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</p> <p>リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要的情報へのアクセスを制限により不正なアクセスを防止する。</p> <p>・アクセスログ、操作ログを保存し調査等を可能とする。</p> <p>・府内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっている。</p>	<p><国保連合会以外からの入手></p> <p>・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要的情報へのアクセスを制限により不正なアクセスを防止する。</p> <p>・アクセスログ、操作ログを保存し調査等を可能とする。</p> <p>・府内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっている。</p> <p><国保連合会からの入手></p> <p>国保総合PC等における措置</p> <p>・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</p>	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</p> <p>リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容</p>	<p>・届出、申請等の窓口において、本人確認の手続きを厳格に行う。</p>	<p><国保連合会以外からの入手></p> <p>・届出、申請等の窓口において、本人確認の手続きを厳格に行う。</p> <p><国保連合会からの入手></p> <p>(1)国保総合PC等における措置</p> <p>・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PC等において国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。</p> <p>・さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</p> <p>(2)本市の国民健康システムにおける措置</p> <p>・入手した特定個人情報は、本市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めて行うこととしている。</p>	事前	重要な変更が生じるため。

平成29年2月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民登録内の者については、住民基本台帳システムから連携された国保システム宛名情報にて真正性の確認を行う。 ・住民登録外の者については、住基ネット端末で真正性の確認を行う。 	<p>＜国保連合会以外からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録内の者については、住民基本台帳システムから連携された国保システム宛名情報にて真正性の確認を行う。 ・住民登録外の者については、住基ネット端末で真正性の確認を行う。 <p>＜国保連合会からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PC等における措置 ・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。 	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申請受理後、内部で届け出書類、本人確認用書類との照合確認する。 ・わかりやすい様式、記載例により届出書等の記載ミスを防止する。 	<p>＜国保連合会からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国保総合PC等における措置 ・国保連合会から配信される被保険者情報については、本市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市および他市の双方に配信され、本市および他の職員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。 <p>②本市の国民健康保険システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報は、本市の国民健康保険システムの被保険者データと整合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることとしている。 	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・隣の窓口との間隔が狭い個所についてはパーテイション等により覗き見されないようにしている。 ・窓口からは端末画面を見えないようにしている。場所により端末画面に覗き込み防止フィルターを設置している。 	<p>＜国保連合会からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国保総合PC等における措置 ・本市の国保総合PC等は、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・本市の国保総合PC等と国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・本市の国保総合PC等と国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PC等において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PC等へのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	(前項の続き)		<p>②国保総合PC等と既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 	事前	重要な変更が生じるため。

平成29年2月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク その他の措置の内容		<p><国保総合PC等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PC等に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 <p>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法		<p><国民健康保険システム、滞納整理システム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各ユーザーに個別付与したユーザーアカウントおよびパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。 <p><国保総合PC等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PC等を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PC等において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法		<p><国民健康保険システム、滞納整理システム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーID、端末IDのアクセスログ、操作ログを記録する。 <p><国保総合PC等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PC等へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。 	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容		<p><国民健康保険システム、滞納整理システム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先に対して、契約書等において許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護及び情報セキュリティの体制整備を求め、従事者への研修の実施を義務付けている。また、必要に応じ監査等の実施や事故発生時の情報の公開が可能など並びに罰則の適用があることを定めている。 <p><国保総合PC等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①国保総合PC等における措置 ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PC等に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PC等へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録される。 <p>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	(前項の続き)		<p>②国保総合PC等と既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 	事前	重要な変更が生じるため。

平成29年2月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	・作業者は個人情報及び情報資産の取扱いについて、「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」を遵守することと契約書に明示し、かつ契約締結時に業務遂行責任者及び作業従事者一覧を提出させ確認している。 ・また、誓約書を徵取し作業者の情報資産の適切な取扱いや指導監督について遵守を求める管理体制の強化を図っている。	・作業者は個人情報及び情報資産の取扱いについて、「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」を遵守することと契約書に明示し、かつ契約締結時に業務遂行責任者及び作業従事者一覧を提出させ確認している。 ・また、誓約書を徵取し作業者の情報資産の適切な取扱いや指導監督について遵守を求める管理体制の強化を図っている。	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	・許可されたもの以外特定個人情報ファイルにアクセスできないように制御しており、許可があってもID、パスワードにより認証している。	<国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・許可されたもの以外特定個人情報ファイルにアクセスできないように制御しており、許可があってもID、パスワードにより認証している。 <国保総合PC等における措置> ・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させる。また、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させる。	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	・作業者、作業内容を記載した作業記録の提出を求め、保管している。 ・アクセスログ、操作ログを記録する。	<国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・作業者、作業内容を記載した作業記録の提出を求め、保管している。 ・アクセスログ、操作ログを記録する。 <国保総合PC等における措置> ・委託先の従業員等が当市の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場合には、国保連合会の国保総合(国保集約)システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録することにしている。	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いにおけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・資料やデータの市の承諾なしの持ち出しの禁止 ・データ保護・プライバシー保護に関し業務従事者への研修の実施、情報保護を図る体制の確立の求め ・入退室台帳による従事者の入退室管理 ・身分証明書の常時携帯及び名札の着用 ・委託業務に係る体制表の提出	<国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・資料やデータの市の承諾なしの持ち出しの禁止 ・データ保護・プライバシー保護に関し業務従事者への研修の実施、情報保護を図る体制の確立の求め ・入退室台帳による従事者の入退室管理 ・身分証明書の常時携帯及び名札の着用 ・委託業務に係る体制表の提出 <国保連合会における措置> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、バーチャルファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日 (前項の続き)			・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要的複製を制限するため、事前にシステム管理者の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。	事前	重要な変更が生じるため。

平成29年2月10日	<p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置の内容</p> <p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・サーバーはサーバー室に設置し物理的にアクセスできるものを限定する。 ・ネットワークは府内に閉じたものであり、外部からのアクセスはできない仕様となっている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置></p> <p>①中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中間サーバと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>②統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている。業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を確保している。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されたため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置></p> <p>・番号法第9条に定められた事務担当者のみが担当事務の照会・結果受領処理しか行えないようにアクセスを制限し、情報漏えいを防止する。</p> <p>・サーバーはサーバ室（データセンターへ移行予定）に設置し物理的にアクセスできるものを限定する。</p> <p>・ネットワークは府内に閉じたものであり、外部からのアクセスはできない仕様となっている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置></p> <p>①接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。</p> <p>②番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。</p> <p>③中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中間サーバと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>④統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている。業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を担保している。</p> <p>⑤操作内容の追跡調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する仕組みになっている。<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p>	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	<p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容</p> <p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置></p> <p>・番号法第9条に定められた事務担当者のみが担当事務の照会・結果受領処理しか行えないようにアクセスを制限し、情報漏えいを防止する。</p> <p>・サーバーはサーバ室（データセンターへ移行予定）に設置し物理的にアクセスできるものを限定する。</p> <p>・ネットワークは府内に閉じたものであり、外部からのアクセスはできない仕様となっている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置></p> <p>①接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。</p> <p>②番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。</p> <p>③中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中間サーバと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>④統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている。業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を担保している。</p> <p>⑤操作内容の追跡調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する仕組みになっている。<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p>	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置></p> <p>・番号法第9条に定められた事務担当者のみが担当事務の照会・結果受領処理しか行えないようにアクセスを制限し、情報漏えいを防止する。</p> <p>・サーバーはサーバ室（データセンターへ移行予定）に設置し物理的にアクセスできるものを限定する。</p> <p>・ネットワークは府内に閉じたものであり、外部からのアクセスはできない仕様となっている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置></p> <p>①接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。</p> <p>②番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。</p> <p>③中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中間サーバと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>④統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている。業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を担保している。</p> <p>⑤操作内容の追跡調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する仕組みになっている。<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p>	事前	重要な変更が生じるため。

		<p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	(前項の続き)	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー室は入室可能な者を限定し、入退室時にはIDとパスワードで認証している。 ・サーバーのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。 ・サーバーのラックは床に固定し、地震による倒壊を防止している。 ・停電時は機器が正常終了できるまでの予備電源を確保している。 ・前日のバックアップデータを保管し、データ喪失リスクに備えている。 ・個人情報を含む不要な帳票は、適切に管理し、破棄している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバはサーバ室(データセンターへ移行予定)に設置され、入退室は厳重に管理している。 ・サーバのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。 ・前日のバックアップデータを保管し、データ喪失リスクに備えている。 ・個人情報を含む不要な帳票は、適切に管理し、破棄している。 <p><統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ室は入室可能な者を限定し、入退室時にはIDとパスワードで認証している。 ・サーバのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。 ・サーバのラックは床に固定し、地震による倒壊を防止している。 ・停電時は機器が正常終了できるまでの予備電源を確保している。 ・前日のバックアップデータを保管し、データ喪失リスクに備えている。 ・個人情報を含む不要な帳票は、適切に管理し、破棄している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー室は入室可能な者を限定し、入退室時にはIDとパスワードで認証している。 ・サーバーのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。 ・サーバーのラックは床に固定し、地震による倒壊を防止している。 ・停電時は機器が正常終了できるまでの予備電源を確保している。 ・前日のバックアップデータを保管し、データ喪失リスクに備えている。 ・個人情報を含む不要な帳票は、適切に管理し、破棄している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 	事前	重要な変更が生じるため。

		<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムのネットワークは市の外部とは接続しておらず、隔離された環境である。 ・システムへのアクセスは限定された者のみ可能であり、アクセスログ、操作ログを保存している。 <p><統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバにはウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスチェックを実施する。ウイルスバーチンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・外部インターネットと接続する情報系ネットワークと分離された業務系ネットワークに設置しており、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。 ・内部者によるデータへの不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限を行う。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーチンファイルの更新を行なう。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 			
平成29年2月10日	(前項の続き)		<p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去></p> <p>・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC等上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。</p> <p>・国保総合PC等で使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能する。</p> <p>・国保総合PC等には、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスバーチンファイルは適時更新する。</p> <p>・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</p> <p>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	<p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置の内容</p>	<p>・住民登録内の者については住民基本台帳への記載、変更時にシステム間で自動的に連携する。</p> <p>・住民登録外の者については、隨時本人確認を行い変更があればその都度データを更新する。</p>	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置></p> <p>・住民登録内の者については住民基本台帳への記載、変更時にシステム間で自動的に連携する。</p> <p>・住民登録外の者については、隨時本人確認を行い変更があればその都度データを更新する。</p> <p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去></p> <p>・国保総合PC等に登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PC等の端末に保存されることはない。国保総合PC等の端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。国保総合PC等に登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。</p>	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	<p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク</p> <p>消去手順手順の内容</p>	<p>・保険料の時効到来分や不納欠損データの消去は定期的に行っている。</p> <p>・宛名情報については、住民基本台帳からの連携で消除情報を持たせている。宛名情報の消去ルールを隨時見直し適切な運用に努める。</p>	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置></p> <p>・保険料の時効到来分や不納欠損データの消去は定期的に行っている。</p> <p>・宛名情報については、住民基本台帳からの連携で消除情報を持たせている。宛名情報の消去ルールを隨時見直し適切な運用に努める。</p> <p><国保総合(国保集約)システムの保管・消去></p> <p>・国保総合PC等に登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PC等の端末に保存されることはない。国保総合PC等の端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。国保総合PC等に登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。</p>	事前	重要な変更が生じるため。

平成29年2月10日	IV その他のリスク対策 ①監査 ②監査 具体的な内容	<本市における措置> ・福岡市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期の監査基本方針を「福岡市情報セキュリティ監査中期計画」として策定している。 ・取り扱う情報の重要度に応じ、外部監査、内部監査を定期的に実施している。監査項目については総務省の「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」を参照し実施している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	<本市における措置> ・福岡市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期の監査基本方針を「福岡市情報セキュリティ監査中期計画」として策定している。 ・取り扱う情報の重要度に応じ、外部監査、内部監査を定期的に実施している。監査項目については総務省の「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」を参照し実施している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <国保総合(国保集約)システム> ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求ることにする)。	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成27年6月11日から平成27年7月10日まで	平成28年11月24日から平成28年12月23日まで	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	意見なし	評価書P18~20に記載されている特定個人情報ファイルの取扱いの委託内容が、後期高齢者の医療に関する事務における評価書の内容と一部重複している。危機管理上で大いに不安があり、無駄な二重行政コストである。	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	(記載なし)	なし	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	市公報で公告のうえ市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配布を行う。意見は郵便、ファクシミリ、電子メールおよび情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。	市公報で公告のうえ市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配布を行う。意見は郵便、ファクシミリ、電子メールおよび情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。意見に対する本市の考え方については、市ホームページ上で示す。	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成27年7月23日	平成29年1月11日	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年5月18日	平成28年10月11日	事前	重要な変更が生じるため。
平成29年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 (2)システムの機能	1 宛名管理機能 統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。また、各既存業務システムの宛名情報を統合宛名番号、個人番号とともに付けて保存し管理する。 2 情報提供機能 各既存業務システムの業務情報を中間サーバに向けに一括で変換、連携を実施し、業務情報を中間サーバーに提供する。 3 情報照会機能 他機関への情報照会をオンラインによる1件ずつの問合せ、またはパッチによる一括での問合せを行ふ。また、問合せ結果の受領を行う。 4 符号要求機能 符号未取得の対象者データが情報連携された場合、個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、既存基システム及び住基ネットを介して、機構に情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 5 権限管理機能 統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 6 お知らせ機能 対象者のマイナポータルのお知らせ機能に表示等するための情報を中間サーバーに送信する。	1 宛名管理機能 統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。また、各既存業務システムの宛名情報を統合宛名番号、個人番号とともに付けて保存し管理する。 2 情報提供機能 各既存業務システムの業務情報を中間サーバに向けに一括で変換、連携を実施し、業務情報を中間サーバーに提供する。 3 情報照会機能 他機関への情報照会をオンラインによる1件ずつの問合せ、またはパッチによる一括での問合せを行ふ。また、問合せ結果の受領を行う。 4 符号要求機能 符号未取得の対象者データが情報連携された場合、個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、既存基システム及び住基ネットを介して、機構に情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 5 権限管理機能 統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 6 お知らせ機能 対象者のマイナポータルのお知らせ機能に表示等するための情報を中間サーバーに送信する。	事後	統合宛名システムの機能追加に伴う修正。なお、重要な変更に該当する項目ではない。
平成29年8月1日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第30号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	・番号法第9条第1項 别表第一 第30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	事後	表記の微調整であるため、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

平成29年8月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 别表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、19、20、25、33、43、44、46、49、53条) <情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 别表第二(42、43、44、45の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、26条)	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 别表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19、20、25、33、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2)	事後	法令上の根拠の追記であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	公費医療システムに連携する「資格・住登外」は「その他の情報等」の凡例	公費医療システムに連携する「資格・住登外」を「特定個人情報」の凡例	事後	公費医療システムが独自利用事務に該当するため追加。なお、重要な変更に該当する項目ではない。
平成29年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先における取扱者数	10人以上50人未満	10人未満	事後	重要な変更に該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている(19件)、移転を行っている(4件)	提供を行っている(28件)、移転を行っている(5件)	事後	法令上の根拠の追記であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先		I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (2)法令上の根拠 <情報提供の根拠> の修正に伴い、「(別紙1)特定個人情報」に項目追加	事後	法令上の根拠の追記であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 ①法令上の根拠		I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (2)法令上の根拠 <情報提供の根拠> の修正に伴い、「(別紙1)特定個人情報」に項目追加	事後	法令上の根拠の追記であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 ②提供先における用途		I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (2)法令上の根拠 <情報提供の根拠> の修正に伴い、「(別紙1)特定個人情報」に項目追加	事後	法令上の根拠の追記であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 ③提供する情報		I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (2)法令上の根拠 <情報提供の根拠> の修正に伴い、「(別紙1)特定個人情報」に項目追加	事後	法令上の根拠の追記であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5 移転先	(記載なし)	保健福祉局総務部医療年金課	事後	公費医療システムが独自利用事務に該当するため追加。なお、重要な変更に該当する項目ではない。
平成29年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5 ①法令上の根拠	(記載なし)	福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例、福岡市子ども医療費助成条例、福岡市重度障がい者医療費助成条例、福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	公費医療システムが独自利用事務に該当するため追加。なお、重要な変更に該当する項目ではない。
平成29年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5 ②移転先における用途	(記載なし)	福岡市ひとり親家庭等医療費助成、福岡市子ども医療費助成、福岡市重度障がい者医療費助成にかかる資格の認定および助成の決定に関する事務	事後	公費医療システムが独自利用事務に該当するため追加。なお、重要な変更に該当する項目ではない。
平成29年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5 ③移転する情報	(記載なし)	・国民健康保険被保険者資格情報 ・保険給付に関する情報	事後	公費医療システムが独自利用事務に該当するため追加。なお、重要な変更に該当する項目ではない。
平成29年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5 ④移転する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	公費医療システムが独自利用事務に該当するため追加。なお、重要な変更に該当する項目ではない。

平成29年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5 (⑤移転する情報の対象となる本人の範囲)	(記載なし)	被保険者(資格喪失者含む)	事後	公費医療システムが独自利用事務に該当するため追加。なお、重要な変更に該当する項目ではない。
平成29年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5 (⑥移転方法)	(記載なし)	府内連携システム	事後	公費医療システムが独自利用事務に該当するため追加。なお、重要な変更に該当する項目ではない。
平成29年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5 (⑦時期・頻度)	(記載なし)	隨時	事後	公費医療システムが独自利用事務に該当するため追加。なお、重要な変更に該当する項目ではない。
平成29年8月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	<統合宛名システム> 統合宛名システムを利用するには、各ユーザーに個別付与したユーザーアカウントおよびパスワードによる認証が必要であり、権限を保持しない者は接続できないようになっている。 権限は、番号法に定められた利用事務の所管課の業務担当職員のみに付与され、また、情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ統合宛名システム上で設定することで、事務に必要な情報への接続もできないよう制限している。	<統合宛名システム> 統合宛名システムを利用するには、職員証及びUSBトークンを利用して、二要素による認証機能を設けており、権限を保持しない者は接続できないようになっている。権限は、番号法に定められた利用事務の所管課の業務担当職員のみに付与され、また、情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ統合宛名システム上で設定することで、事務に必要な情報への接続もできないよう制限している。	事後	統合宛名システムを利用するにあたっての認証機能の強化に伴う修正であり、リスクを明らかに軽減する変更のため、重要な変更にはあたらない。
平成29年8月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<国民健康保険システム、滞納整理システム> 各ユーザーに個別付与したユーザーアカウントおよびパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。	<国民健康保険システム、滞納整理システム> 職員証とパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。	事後	システムを利用するにあたっての認証機能の強化に伴う修正であり、リスクを明らかに軽減する変更のため、重要な変更にはあたらない。
平成29年8月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<国民健康保険システム、滞納整理システム> 各ユーザーに個別付与したユーザーアカウントおよびパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。	<国民健康保険システム、滞納整理システム> 職員証とパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。	事後	システムを利用するにあたっての認証機能の強化に伴う修正であり、リスクを明らかに軽減する変更のため、重要な変更にはあたらない。
平成29年8月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されたため、安全性が担保されている。	事後	個人情報保護委員会の名称変更に伴う修正であり、形式的な変更のため、重要な変更にはあたらない。
平成29年8月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されたため、安全性が担保されている。	事後	個人情報保護委員会の名称変更に伴う修正であり、形式的な変更のため、重要な変更にはあたらない。
平成29年8月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<統合宛名システムにおける措置> ①接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。	<統合宛名システムにおける措置> ①接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員証及びUSBトークンを利用した、二要素による認証機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。	事後	統合宛名システムを利用するにあたっての認証機能の強化に伴う修正であり、リスクを明らかに軽減する変更のため、重要な変更にはあたらない。

平成29年8月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5：不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・番号法第9条に定められた該当事務、該当情報の提供を行えないような仕様とし不正な提供を防止する。 ・システムから統合宛名システムへの副本データの登録については、システム間の自動連携により行う仕様とし、登録ミスを防止する。 ・自動連携できない場合については、当該業務担当者のみ登録できるようなアクセス制限を行い、また、入力ミスの無いように、マニュアル等を整備し、周知するとともに、アクセスログ、操作ログを記録し調査を可能とする。 ・支援措置対象者については自動応答不可フラグを設定する。当該業務担当者のみが必要な確認を行った後にしか情報提供を行えないように制御する。	<国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・番号法第9条に定められた該当事務、該当情報の提供を行えないような仕様とし不正な提供を防止する。 ・システムから統合宛名システムへの副本データの登録については、システム間の自動連携により行う仕様とし、登録ミスを防止する。 ・自動連携できない場合については、入力ミスの無いように、統合宛名システムへの登録方法についてマニュアル等を整備する。なお、統合宛名システムでは、アクセス制御および操作内容の追跡調査が可能となっている。 ・支援措置対象者については自動応答不可フラグを設定する。当該業務担当者のみが必要な確認を行った後にしか情報提供を行えないように制御する。	事後	措置を行う対象システムが変更となる修正であり、リスクは変わらないため、重要な変更にあたらない。
平成29年8月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6：不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	<国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・システムにおいては、提供用の副本データを、自動で適切に変換、登録する仕様となる。適切なテストを行うことで不適切な情報となることを防止する。 ・自動連携できない場合については、当該業務担当者のみ登録できるようなアクセス制限を行い、また、入力ミスの無いように、マニュアル等を整備し、周知するとともに、アクセスログ、操作ログを記録し調査を可能とする。	<国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・システムにおいては、提供用の副本データを、自動で適切に変換、登録する仕様となる。適切なテストを行うことで不適切な情報となることを防止する。 ・自動連携できない場合については、入力ミスの無いように、統合宛名システムへの登録方法についてマニュアル等を整備する。なお、統合宛名システムでは、アクセス制御および操作内容の追跡調査が可能となっている。	事後	措置を行う対象システムが変更となる修正であり、リスクは変わらないため、重要な変更にあたらない。
平成29年8月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・システムにおいては、提供用の副本データを、自動で適切に変換、登録する仕様となる。適切なテストを行うことで誤った情報となることを防止する。 ・自動連携できない場合については、当該業務担当者のみ登録できるようなアクセス制限を行い、また、入力ミスの無いように、マニュアル等を整備し、周知するとともに、アクセスログ、操作ログを記録し調査を可能とする。	<国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・システムにおいては、提供用の副本データを、自動で適切に変換、登録する仕様となる。適切なテストを行うことで誤った情報となることを防止する。 ・自動連携できない場合については、入力ミスの無いように、統合宛名システムへの登録方法についてマニュアル等を整備する。なお、統合宛名システムでは、アクセス制御および操作内容の追跡調査が可能となっている。	事後	措置を行う対象システムが変更となる修正であり、リスクは変わらないため、重要な変更にあたらない。
平成29年8月1日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	<本市における措置> 年に1回、評価書の定期見直し時に実行自己点検チェックの中で、評価書の記載内容が運用実態と相違がないことも含めて確認している。	<本市における措置> ・特定個人情報の取扱いに関する自己点検を年に1回実施している。 ・評価書の見直しを年に1回実施し、その中で評価書の記載内容が運用実態と相違がないことも含めて自己点検している。	事後	点検内容の強化に伴う修正であり、リスクを明らかに軽減する変更のため、重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	I 基本情報	小川 明子	島崎 直彦	事後	所属長の異動による修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年8月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(別添1)のとおり	(別添1)のとおり	事後	実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 備考	(別添1)のとおり	(別添1)のとおり	事後	実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑨再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力／バッチ処置の実行／バックアップデータの取得と保管／システム障害発生時の復旧支援作業／各種マスターメンテナンス／外字作成・登録)など。	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力／バッチ処置の実行／バックアップデータの取得と保管／システム障害発生時の復旧支援作業／各種マスターメンテナンス／外字作成・登録)など。	事後	単なる語句の修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	移転を行っている(5)件	移転を行っている(6)件	事後	実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6	(記載なし)	保健福祉局健康医療部保健予防課	事後	実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ①法令上の根拠	(記載なし)	福岡市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらない。

平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑤移転先6 ⑥移転先における用途	(記載なし)	特定医療費(指定難病)支給認定に関する業務	事後	実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑤移転先6 ⑥移転する情報	(記載なし)	国民健康保険被保険者資格情報	事後	実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑤移転先6 ⑥移転する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	[10万人以上100万人未満]	事後	実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑤移転先6 ⑥移転する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	被保険者(資格喪失者含む)	事後	実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑤移転先1 ⑥移転方法	[O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[O]府内連携システム	事後	実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑤移転先2 ⑥移転方法	[O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[O]府内連携システム	事後	実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑤移転先3 ⑥移転方法	[O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[O]府内連携システム	事後	実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑤移転先6 ⑥移転方法	(記載なし)	[O]府内連携システム	事後	実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑤移転先6 ⑦時期・頻度	(記載なし)	日次	事後	実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ①システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理している。また、サーバ更新にあたり、サーバはデータセンターに設置し、下記のとおり厳重に管理する。	<国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ①システムのサーバはデータセンターに設置し、下記のとおり厳重に管理する。	事後	本変更に係る評価の再実施を事前に行っており、措置状況が完全に変更完了したため、事後に記載を修正するもの。
平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	②ディスク交換やハード更改等の際は、システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、統合宛名システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。	②ディスク交換やハード更改等の際は、システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、統合宛名システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。	事後	単なる語句の修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	(別紙2)「すべての記録項目」を参照	(別紙2)「すべての記録項目」を参照	事後	実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・サーバはサーバ室(データセンターへ移行予定)に設置し物理的にアクセスできるもの限定する。	<国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・サーバはデータセンターに設置し物理的にアクセスできるものを限定する。	事後	本変更に係る評価の再実施を事前に行っており、措置状況が完全に変更完了したため、事後に記載を修正するもの。

平成30年8月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	・サーバーはサーバ室(データセンターへ移行予定)に設置し物理的にアクセスできるものを限定する。	・サーバーはデータセンターに設置し物理的にアクセスできるものを限定する。	事後	本変更に係る評価の再実施を事前に行っており、措置状況が完全に変更完了したため、事後に記載を修正するもの。
平成30年8月1日	7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 具体的な対策の内容	<国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・サーバはサーバ室(データセンターへ移行予定)に設置され、入退室は厳重に管理している。	<国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・サーバはデータセンターに設置され、入退室は厳重に管理している。	事後	本変更に係る評価の再実施を事前に行っており、措置状況が完全に変更完了したため、事後に記載を修正するもの。
令和1年6月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	(別添1)事務内容(資格継続業務) 国民健康保険課	(別添1)事務内容(資格継続業務) 保険年金課	事後	課の名称の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	別添1(国保広域化に係る業務(高額該当回数の引き継ぎ業務)) 国民健康保険課	別添1(国保広域化に係る業務(高額該当回数の引き継ぎ業務)) 保険年金課	事後	課の名称の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	I 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署 ①部署	保健福祉局 総務部 国民健康保険課	保健福祉局 生活福祉部 保険年金課	事後	課の名称の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	I 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	島崎 直彦	保険年金課長	事後	様式の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健福祉局総務部国民健康保険課 保健福祉局総務部医療年金課 東区市民部保険年金課 博多区市民部保険年金課 中央区市民部保険年金課 南区市民部保険年金課 城南区市民部保険年金課 早良区市民部保険年金課 早良区市民部入部出張所 西区市民部保険年金課 西区市民部西部出張所	保健福祉局生活福祉部保険年金課 保健福祉局生活福祉部医療課 東区市民部保険年金課 博多区市民部保険年金課 中央区市民部保険年金課 南区市民部保険年金課 城南区市民部保険年金課 早良区市民部保険年金課 早良区市民部入部出張所 西区市民部保険年金課 西区市民部西部出張所	事後	課の名称の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	保健福祉局総務部国民健康保険課 保健福祉局総務部医療年金課 東区市民部保険年金課 博多区市民部保険年金課 中央区市民部保険年金課 南区市民部保険年金課 城南区市民部保険年金課 早良区市民部保険年金課 早良区市民部入部出張所 西区市民部保険年金課 西区市民部西部出張所	保健福祉局生活福祉部保険年金課 保健福祉局生活福祉部医療課 東区市民部保険年金課 博多区市民部保険年金課 中央区市民部保険年金課 南区市民部保険年金課 城南区市民部保険年金課 早良区市民部保険年金課 早良区市民部入部出張所 西区市民部保険年金課 西区市民部西部出張所		課の名称の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3	保健福祉局総務部医療年金課	保健福祉局生活福祉部保険年金課	事後	課の名称の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5	保健福祉局総務部医療年金課	保健福祉局生活福祉部保険年金課	事後	課の名称の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 保健福祉局 総務部 国民健康保険課 TEL092-711-4242 FAX092-733-5441	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 保健福祉局 生活福祉部 保険年金課 TEL092-711-4242 FAX092-733-5441	事後	課の名称の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

令和3年1月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	1 資格継続業務 (詳細は別添1(国保広域化に係る業務(資格継続業務))を参照) ①被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PC及びデータ連携用PCのファイル転送機能(*)を用いて、 被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 ②被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日 (転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ 被保険者資格データを配信する。	1 資格継続業務 (詳細は別添1(国保広域化に係る業務(資格継続業務))を参照) ①被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PC及びデータ連携用PCのファイル転送機能(*)を用いて、 被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 ②被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日 (転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ 被保険者資格データを配信する。	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	(前項の続き)	2 高額該当回数の引き継ぎ業務 (詳細は別添1(国保広域化に係る業務(高額該当回数の引き継ぎ業務))を参照) ①継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の確認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 ②継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PC及びデータ連携用PCへ当該データを配信する。	2 高額該当回数の引き継ぎ業務 (詳細は別添1(国保広域化に係る業務(高額該当回数の引き継ぎ業務))を参照) ①継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の確認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 ②継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PC及びデータ連携用PCへ当該データを配信する。	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	(前項の続き)	* ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに記録する機能をいう。ファイル転送機能のみを使用するPCをデータ連携用PCという。	* ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに記録する機能をいう。ファイル転送機能のみを使用するPCをデータ連携用PCという。	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	(記載なし)	(システム6を追加)	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	個人番号を用いて、被保険者の資格情報や所得情報をより的確かつ効率的に把握し、国民健康保険料の公平・公正な賦課を行う。また、國や他の自治体等と国保情報を連携することで、被保険者や保険者が各種証明書を取得するために要している手間や手続きを省略化し、被保険者の利便性の向上を図る必要がある。	個人番号を用いて、被保険者の資格情報や所得情報をより的確かつ効率的に把握し、国民健康保険料の公平・公正な賦課を行う。また、國や他の自治体等と国保情報を連携することで、被保険者や保険者が各種証明書を取得するために要している手間や手続きを省略化し、被保険者の利便性の向上を図る必要がある。 オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険連絡情報ファイルを保有する。	事前	重要な変更が生じるため。

	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	国民健康保険料の公平・公正な賦課及び被保険者の利便性の向上 ・市が保有する住民情報や税所得情報を個人番号を用いて名寄せ・突合ができ、被保険者の所得情報や住民情報をより的確かつ効率的に把握することが可能となり、国民健康保険料の公平・公正な賦課につながる。 ・国や他の自治体等と医療保険情報等を連携することで、被保険者が各種証明書を取得のために要している手間や行政の手続きを簡略化でき、被保険者の利便性の向上へとつながる。	国民健康保険料の公平・公正な賦課及び被保険者の利便性の向上 ・市が保有する住民情報や税所得情報を個人番号を用いて名寄せ・突合ができ、被保険者の所得情報や住民情報をより的確かつ効率的に把握することが可能となり、国民健康保険料の公平・公正な賦課につながる。 ・国や他の自治体等と医療保険情報等を連携することで、被保険者が各種証明書を取得のために要している手間や行政の手続きを簡略化でき、被保険者の利便性の向上へとつながる。 ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	・番号法第9条第1項 別表第一 第30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19、20、25、33、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2) <情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二(42、43、44、45の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25条の2、26条)	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19、20、25、33、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2) <情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 别表第二(42、43、44、45の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25条の2、26条)	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	(別添1)事務の内容 別紙 国保広域化について (図)	事務の流れを記載	事務の流れを記載(取りまとめ機関を追加)	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	(別添1)事務の内容 別紙 国保広域化について 備考 1 業務委託について	国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務を実施する必要があり、これらの業務を行うために「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会へ委託する。 なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報ファイルを使用し、特定個人情報保護評価が必要となる。 上述の他に、レセプト点検の支援等を委託する(市町村診療報酬審査支払業務)が、これらの業務を行う「次期国保総合システム」では個人番号を使用しない。	国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務を実施する必要があり、これらの業務を行うために「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会へ委託する。 なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報ファイルを使用し、特定個人情報保護評価が必要となる。 上述の他に、レセプト点検の支援等を委託する(市町村診療報酬審査支払業務)が、これらの業務を行う「次期国保総合システム」では個人番号を使用しない。 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保総合(国保集約)システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	(別添1)事務の内容 別紙 国保広域化について 備考 3 オンライン資格確認の準備業務	(記載なし)	・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務 オンライン資格確認のための準備として、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行つために機関別符号を取得する。	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	(別添1)事務の内容	(記載なし)	(別添1)オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供を追加	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する(3件)	委託する(5件)	事前	重要な変更が生じるため。

令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 (②地理扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)」第236条1項1目によつて不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によつて保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)」第236条1項1目によつて不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 (①委託内容	(記載なし)	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 (②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(記載なし)	【特定個人情報ファイルの全体】	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 (②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(記載なし)	【10万人以上100万人未満】	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 (②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(記載なし)	・被保険者(*):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 （例：国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。） ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 (②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(記載なし)	オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報を管理を行う。	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 (③委託先における取扱者数	(記載なし)	【10人以上50人未満】	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 (④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(記載なし)	【〇】専用線	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 (⑤委託先名の確認方法	(記載なし)	福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。	事前	重要な変更が生じるため。

令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	(記載なし)	福岡県国民健康保険団体連合会 (福岡県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑦再委託の有無	(記載なし)	[再委託する]	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑧再委託の許諾方法	(記載なし)	委託先から、再委託内容、再委託期間、再委託先等を記載した申請書を提出させ、再委託先に個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認行う。	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑨再委託事項	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	(記載なし)	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(記載なし)	[特定個人情報ファイルの全体]	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(記載なし)	[10万人以上100万人未満]	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(記載なし)	・被保険者(*):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(記載なし)	市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。 オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先における取扱者数	(記載なし)	[10人以上50人未満]	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(記載なし)	[○]専用線	事前	重要な変更が生じるため。

令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	(記載なし)	福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	(記載なし)	支払基金	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑦再委託の有無	(記載なし)	[再委託する]	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑧再委託の許諾方法	(記載なし)	委託先の福岡県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、福岡県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結すること等、再委託先における安全管理措置を確認し、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑨再委託事項	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<国保総合システム、滞納整理システム> ・各ユーザーに個別付与したユーザーアカウントおよびパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。 <国保総合PC等における措置> ・国保総合PC等を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PC等において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	<国保総合システム、滞納整理システム> ・職員証とパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。 <国保総合PC等における措置> ・国保総合PC等を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PC等において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	<国保総合システム、滞納整理システム> ・ユーザーID、端末IDのアクセスログ、操作ログを記録する。 <国保総合PC等における措置> ・国保総合PC等へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。	<国保総合システム、滞納整理システム> ・ユーザーID、端末IDのアクセスログ、操作ログを記録する。 <国保総合PC等における措置> ・国保総合PC等へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。	事前	重要な変更が生じるため。

令和3年1月20日	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置の内容</p>	<p><国民健康保険システム、滞納整理システム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先に対して、契約書等において許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護及び情報セキュリティの体制整備を求め、従事者への研修の実施を義務付けている。また、必要に応じ監査等の実施や事故発生時の情報の公開が可能のこと並びに罰則の適用があることを定めている。 <p><国保総合PC等における措置></p> <p>①国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PC等に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PC等へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録される。 	<p><国民健康保険システム、滞納整理システム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先に対して、契約書等において許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護及び情報セキュリティの体制整備を求め、従事者への研修の実施を義務付けている。また、必要に応じ監査等の実施や事故発生時の情報の公開が可能のこと並びに罰則の適用があることを定めている。 <p><国保総合PC等における措置></p> <p>①国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PC等に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PC等へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。 	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	(前項の続き)	<p>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <p>②国保総合PC等と既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 	<p>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <p>②国保総合PC等と既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料やデータの市の承諾なしの持ち出しの禁止 ・データ保護・プライバシー保護に関し業務従事者への研修の実施、情報保護を図る体制の確立の求め ・入退室台帳による従事者の入退室管理 ・身分証明書の常時携帯及び名札の着用 ・委託業務に係る体制表の提出 <p><国保連合会における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、バーチャルファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料やデータの市の承諾なしの持ち出しの禁止 ・データ保護・プライバシー保護に関し業務従事者への研修の実施、情報保護を図る体制の確立の求め ・入退室台帳による従事者の入退室管理 ・身分証明書の常時携帯及び名札の着用 ・委託業務に係る体制表の提出 <p><国保連合会における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、バーチャルファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 	事前	重要な変更が生じるため。

令和3年1月20日	(前項の続き)	<p>・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。</p> <p>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要的複製を制限するため、事前にシステム管理者の承認を得る。</p> <p>・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</p> <p>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。</p>	<p>・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。</p> <p>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要的複製を制限するため、事前にシステム管理者の承認を得る。</p> <p>・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</p> <p>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。</p> <p><取りまとめ機関における措置></p> <p>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年1月20日	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>・端末、サーバーの更新に当たっては、データの完全消去作業を実施している。</p> <p>・媒体の廃棄に関しては、データを完全に消去する、初期化を実施する、読み取りができないように物理的に破壊する、いずれかの対応を実施したうえで廃棄している。</p> <p>・紙媒体については、鍵付の保管庫などに収納するとともに、廃棄についてはシュレッダー処理を徹底している。</p>	<p>・端末、サーバーの更新に当たっては、データの完全消去作業を実施している。</p> <p>・媒体の廃棄に関しては、データを完全に消去する、初期化を実施する、読み取りができないように物理的に破壊する、いずれかの対応を実施したうえで廃棄している。</p> <p>・紙媒体については、鍵付の保管庫などに収納するとともに、廃棄についてはシュレッダー処理を徹底している。</p> <p><取りまとめ機関における措置></p> <p>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	事前	重要な変更が生じるため。
令和3年9月1日	<p>I 基本情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</p> <p>システム1 ②システムの機能</p>	<p>国民健康保険システムにおける特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。</p> <p>【住民共通情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民情報を管理する機能 【資格情報管理】 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の被保険者の資格を把握し管理する機能 ・被保険者に各種証(被保険者証等)を発行し管理する機能 【賦課情報管理】 <ul style="list-style-type: none"> ・保険料を決定し被保険者に保険料を通知し納付書を発行する機能 ・収入の把握・管理機能 【収納情報管理】 <ul style="list-style-type: none"> ・口座を管理する機能 ・過誤納(還付・充当等)を行う機能 【給付情報管理】 <ul style="list-style-type: none"> ・給付情報の一部(レセプト等)の管理機能 	<p>国民健康保険システムにおける特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。</p> <p>【住民共通情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民情報を管理する機能 【資格情報管理】 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の被保険者の資格を把握し管理する機能 ・被保険者に各種証(被保険者証等)を発行し管理する機能 【賦課情報管理】 <ul style="list-style-type: none"> ・保険料を決定し被保険者に保険料を通知し納付書を発行する機能 ・収入の把握・管理機能 【収納情報管理】 <ul style="list-style-type: none"> ・口座を管理する機能 ・過誤納(還付・充当等)を行う機能 【給付情報管理】 <ul style="list-style-type: none"> ・給付情報の一部(レセプト等)の管理機能 ・高額療養費の支払い・審査を行う機能 	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	<p>I 基本情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</p> <p>システム1 ③他のシステムとの接続</p>	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等</p> <p>[] 税務システム</p> <p>[○] その他(次期国保総合システム、国保情報集約システム)</p>	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等</p> <p>[○] 税務システム</p> <p>[○] その他(次期国保総合システム、国保情報集約システム)</p>	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	<p>I 基本情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</p> <p>システム2 ③他のシステムとの接続</p>	<p>[○] その他(国民健康保険システム、福祉総合システム(後期高齢者医療システム))</p>	<p>[○] その他(国民健康保険システム、後期高齢者医療システム)</p>	事後	略称を修正するもの。その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	<p>I 基本情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</p> <p>システム2 ③他のシステムとの接続</p>	<p>[] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等</p> <p>[] 税務システム</p> <p>[○] その他(国民健康保険システム、福祉総合システム(後期高齢者医療システム))</p>	<p>[] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等</p> <p>[] 税務システム</p> <p>[○] その他(国民健康保険システム、後期高齢者医療システム)</p>	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。

令和3年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他(国民健康保険システム、福祉総合システム(後期高齢者医療システム))	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他(国民健康保険システム、後期高齢者医療システム)	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	(追記)	①業務共通基盤システム ②1 ポータル機能 ICカードによる利用者認証、権限管理及び業務 システムの起動を行う機能 2 システム間連携制御機能 共通基盤と業務システム間及び異なる業務 システム間のデータ連携を行う機能 3 運用管理機能 システム監視、稼働記録(ログ)管理、ウイルス 対策及びデータのバックアップを行う機能 ③[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他(各業務システム)	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容	(別添1)のとおり	(別添1)のとおり	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	I 基本情報 (別添2) 事務の内容 (備考)	④高額療養費の支給申請(国保システムで本人・資格確認し、高額療養費支給システム使用) ⑥住民情報に個人番号を含め、リアルタイムで連携取得する。国保の資格情報は日次(媒体)で住基システムへ移転する。 ⑦個人市民税の情報を月次で取得する。国保保険料の納付済み額を社会保険料控除算出用に市税総合システムへ移転する。 ⑧情報提供ネットワークシステムを介した情報照会、情報提供を行う。 ⑨口座振替情報を会計管理課とおして金融機関へ送付。払込保険料(納付書、口座振替、特別徴収、コンビニ収納)の情報を取得する。 ⑩滞納整理システムは国保・後期高齢者医療保険事務で使用しており、後期資格・賦課・収納・送付先・督促状発送情報を取得し、収納情報・不納欠損情報を連携している。 ⑪コンビニ収納情報については、国保料のみ取込み、介護保険料、後期保険料、保育料情報は国保システムで振り分けている。 ⑫特徴対象者の確認及び介護及び国保の特徴合算額による特徴除外処理を行なう。 ⑬国保資格喪失届の勧奨を行うため、国民年金資格喪失情報を取得する。国民年金資格届出の確認のため国保資格情報を移転する。 ⑭公費医療システムより公費情報を取り込む。国保資格情報、住登外者宛名情報を公費医療システムへ送付する。 ⑮連合会からレセプト情報、審査結果を取得する。 ⑯連合会から直接支払データを取得する。 ⑰難病支援システムへ国保資格情報を連携する。	④高額療養費の支給申請。 ⑥住民情報に個人番号を含め、リアルタイムで連携取得する。国保の資格情報は日次(媒体)で住基システムへ移転する。 ⑦国保資格喪失届の勧奨を行うため、国民年金資格喪失情報を取得する。国民年金資格届出の確認のため国保資格情報を移転する。 ⑧公費医療システムより公費情報を取り込む。国保資格情報、住登外者宛名情報を公費医療システムへ送付する。 ⑨個人市民税の情報を月次で取得する。国保保険料の納付済み額を社会保険料控除算出用に市税総合システムへ移転する。 ⑩特徴対象者の確認及び介護及び国保の特徴合算額による特徴除外処理を行なう。 ⑪地域包括ケア・情報プラットホームへ国保資格情報を連携する。 ⑫難病支援システムへ国保資格情報を連携する。 ⑬情報提供ネットワークシステムを介した情報照会、情報提供を行う。 ⑭口座振替情報を会計管理課とおして金融機関へ送付。払込保険料(納付書、口座振替、特別徴収、コンビニ収納)の情報を取得する。 ⑮pipitLINGを利用し、預貯金情報の取り込みをしている。 ⑯コンビニ収納情報については、国保料情報の取込みをしている。介護保険料、後期保険料、保育料情報の振り分けをしている。 ⑰滞納整理システムは国保・後期高齢者医療保険事務で使用しており、後期資格・賦課・収納・送付先・督促状発送情報を取得し、収納情報・不納欠損情報を連携している。 ⑱連合会からレセプト情報、審査結果を取得する。 ⑲連合会から直接支払データを取得する。	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する (5)件	委託する (6)件	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	西日本電信電話株式会社福岡支店	富士通Japan株式会社 福岡支社	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先における取扱者数	10人未満	100人以上500人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名 ⑦再委託の有無	株式会社ワンピシアーカイブス株式会社 再委託しない	日立製作所 再委託する	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。

令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項	(追記)	⑧委託先から、再委託内容、再委託期間、再委託先等を記載した申請書を提出させ、再委託先に個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認行う。 ⑨国民健康保険システム・滞納整理システムの維持運用及び変更の一部。	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	(追記)	共通基盤の運用・保守業務	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ①委託内容	(追記)	共通基盤に関する運用・保守業務等(バックアップ取得、システムの稼働状況の監視、障害・異常発生時の確認及び復旧、自動実行ジョブスケジュールの設定・実行確認等)	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数 対象となる本人の範囲 ※ その妥当性	(追記)	特定個人情報ファイルの全体 100万人以上1,000万人未満 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 運用・保守作業においては、バックアップ取得、システム障害・異常発生時の対応について、全てのデータを取り扱う必要があるため。	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ③委託先における取扱者数	(追記)	10人以上50人未満	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(追記)	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリー [] 紙 [○] その他(システムの直接操作)	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑤委託先名の確認方法	(追記)	福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	株式会社ワンビシアーカイブズ九州支社	株式会社日立製作所	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑦再委託の有無 ※	(追記)	再委託する	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑧再委託の許諾方法	(追記)	再委託承認申請において、その必要性、範囲、要件について明記させ、再委託の理由に妥当性があり、再委託の範囲が業務の全部又は主たる部分に当たらないこと及び守秘義務や個人情報保護に係る措置について審査のうえ、承諾している。	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑨再委託事項	(追記)	・システム問い合わせの対応 ・各種システム変更作業 ・課題対応	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 (6)移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリー [] 紙 [] その他()	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリー [] 紙 [] その他()	事後	実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらない。

			<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報は、データセンター事業者内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターは、免震構造の建造物となっている。 ・データセンターでは、以下の4か所の入口において入退管理を行い、それぞれの入口を通過するためには、個人ごとのICカードが必要となる。 <ol style="list-style-type: none"> 1. データセンター施設入口の関係者チェック 2. データセンター入口のセキュリティゲート 3. サーバー室入口の電子錠 4. サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 <p>・入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートは有人監視を実施しており、それぞれの入口には監視カメラを設置している。</p> <p>・サーバーは事務で使用するシステムごとのサーバーラック内に設置され、それぞれ施錠される。サーバーラックの鍵は事前にサーバーの使用許可を得た者以外の者が開錠することはできない。</p> <p>・データセンター内(サーバー室内を含む)には監視カメラを設置するほか、24時間365日警備員が常駐し、監視を行う。</p> <p>・特定個人情報を含むサーバー内のデータのバックアップデータはサーバーラック内のテープライブラリに保管され、大規模災害等の復旧に備え、遠隔地保管される。特定個人情報が記録された電子記録媒体及び紙媒体は、施錠容器に格納し、鍵付保管庫で保管している。</p>		
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	別紙2のとおり	(別添2)記載のとおり	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目			事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバーはデータセンターに設置され、入退室は厳重に管理している。 ・サーバーのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。 ・前日のバックアップデータを保管し、データ喪失リスクに備えている。 ・個人情報を含む不要な帳票は、適切に管理し、破棄している。 <p><統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー室は入室可能な者を限定し、入退室時にはIDとパスワードで認証している。 ・サーバーのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。 ・サーバーのラックは床に固定し、地震による倒壊を防止している。 ・停電時は機器が正常終了できるまでの予備電源を確保している。 ・前日のバックアップデータを保管し、データ喪失リスクに備えている。 ・個人情報を含む不要な帳票は、適切に管理し、破棄している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データセンターでは、施設入口の関係者チェック、個人ごとにICカードによるサーバー室、サーバー設置場所による入室者管理及び監視カメラによるモニタリングを行っている。 ・入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、監視カメラによりサーバー室とサーバー設置場所の入口の間の空間を有人監視し、リモート開錠とICカード開錠の二重施錠を行っている。 ・サーバーは本市専用のサーバーラック内に設置し施錠され、サーバーラックの鍵は事前にサーバーの使用許可を得た者以外が開錠することはできない。 ・データセンターは、免震構造の建造物となっている。 ・電源に関しては2系統受電設備を有しており、全停電に備えて48時間以上稼働可能な自家発電設備を有している。 ・データ喪失については、全データのバックアップを2世代にわたり毎日設備内において行っており、週1回バックアップデータを磁気媒体に暗号化して出力し、遠隔地保管を行っている。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p><国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバーはデータセンターに設置され、入退室は厳重に管理している。 ・サーバーのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。 ・前日のバックアップデータを保管し、データ喪失リスクに備えている。 ・個人情報を含む不要な帳票は、適切に管理し、破棄している。 	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ul style="list-style-type: none"> ・システムのオペレーションは磁気カードにより入退室管理を行い、業務システムとは分離された統合運用管理用のサーバーを介して端末機から実施する。 ・サーバーへ接続可能な端末機は、入退室管理を行った専用の場所により、他のサーバーと接続できない設定を行ったサーバーにリモート接続を行い、あらかじめ申請許可された者が操作する場合のみ、統合運用管理者が端末機からログイン後、端末機を使用させる。 ・サーバー及び端末機では操作の内容を記録しており、事前に申請があった場合以外は磁気媒体への書き込みはできない設定としている。 	事前	新システムの構築に伴い、システム開発前までに提出するもの。
令和3年9月1日	VI 評価実施手続 3. 第第三者点検 ①実施日	-	2021/7/14	事前	同上
令和3年9月1日	I 基本情報 6. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 (2)法令上の根拠	<p><情報提供の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二 <p><情報照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二 	<p><情報提供の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二 <p><情報照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 别表第二 	事後	法律改正による号ずれであり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提出先1 ①法令上の根拠 ②提出先における用途 ③提供する情報	提出先1 番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照) ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2(別紙1参照) ②提出先における用途 番号法第19条第7号別表第2に定める各事務(別紙1参照) ③提供する情報 番号法第19条第7号別表第2に定める情報(別紙1参照)	提出先1 番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照) ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2(別紙1参照) ②提出先における用途 番号法第19条第8号別表第2に定める各事務(別紙1参照) ③提供する情報 番号法第19条第8号別表第2に定める情報(別紙1参照)	事後	法律改正による号すれであり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年12月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称	業務共通基盤システム	共通基盤システム	事後	名称の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年12月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	1 ポータル機能 ICカードによる利用者認証、権限管理及び業務システムの起動を行う機能 2 システム間連携制御機能 共通基盤と業務システム間及び異なる業務システム間のデータ連携を行う機能 3 運用管理機能 システム監視・稼働記録(ログ)管理、ウイルス対策及びデータのバックアップを行う機能 4 インフラ共通基盤機能 システム監視・稼働記録(ログ)管理、ウイルス対策及びデータのバックアップを行う機能	1 統合認証機能 ICカードによる利用者認証、権限管理及び業務システムの起動を行う機能 2 システム間連携制御機能 共通基盤と業務システム間及び異なる業務システム間のデータ連携を行う機能 3 統合運用管理機能 ジョブ実行管理機能、媒体の入出力、帳票出力をを行う機能 4 インフラ共通基盤機能 システム監視・稼働記録(ログ)管理、ウイルス対策及びデータのバックアップを行う機能	事後	共通基盤システムの機能追加に伴う修正であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年12月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続	[○] その他(中間サーバ)	[○] その他(各業務システム)	事後	共通基盤システムの機能追加に伴う修正であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ①委託内容	共通基盤に関する運用・保守業務等(バックアップ取得、システムの稼働状況の監視、障害・異常発生時の確認及び復旧、自動実行ジョブスケジュールの設定・実行確認等)	共通基盤に関する運用・保守業務等(共通基盤にて提供する機能の運用・保守、バックアップデータの取得と遠隔地保管、障害・異常発生時の確認及び復旧等)	事後	共通基盤システムの機能追加に伴う修正であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その他妥当性	運用・保守作業においては、バックアップ取得、システム障害・異常発生時の対応について、全てのデータを取り扱う必要があるため。	運用・保守作業においては、バックアップや遠隔地保管作業、障害時対応により全てのデータを取り扱う必要があるため、特定個人情報ファイル全体を対象とする必要がある。	事後	共通基盤システムの機能追加に伴う修正であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項⑥ ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他(システムの直接操作)	[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他(システムの直接操作)	事後	共通基盤システムの機能追加に伴う修正であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 再委託⑧再委託の許諾方法	再委託承認申請において、その必要性、範囲、要件について明記させ、再委託の理由に妥当性があり、再委託の範囲が業務の全部又は主要な部分に当たらないこと及び守秘義務や個人情報保護に係る措置について審査のうえ、承諾している。	委託先から、再委託内容・期間・再委託先等を記載した申請書を提出させ、再委託先に個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認を行う。	事後	共通基盤システムの機能追加に伴う修正であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 再委託⑨再委託事項	・システム問い合わせの対応 ・各種システム変更作業 ・課題対応	・運用保守に関するシステム問い合わせの対応 ・各種システム変更作業 ・課題対応 ・インフラ整備基盤サービス全体のバックアップデータの遠隔地保管業務	事後	共通基盤システムの機能追加に伴う修正であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<統合宛名システムにおける措置> ①統合宛名システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理する。	<統合宛名システムにおける措置> ①統合宛名システムのサーバはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	事後	統合宛名システムをデータセンターへ移設したことによる修正であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年12月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全性が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(追記)	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	事後	統合宛名システムをデータセンターへ移設したことによる修正であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

令和3年12月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスクに対する措置内容	(追記)	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットホームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	統合宛名システムをデータセンターへ移設したことによ伴う修正であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。	
令和3年12月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 (5)物理的対策 具体的な対策の内容		<本市における措置> ・データセンターでは、施設入口の関係者チェック他、個人ごとにICカードによるサーバー室、サーバー設置場所による入室者管理及び監視カメラによるモニタリングを行っている。 ・入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること（共連れ）を防止するため、監視カメラによりサーバー室とサーバー設置場所の入口の間の空間を有人監視し、リモート開錠とICカード開錠の二重施錠を行っている。 ・サーバーは本市専用のサーバーラック内に設置し施錠され、サーバーラックの鍵は事前にサーバーの使用許可を得た者以外が開錠することはできない。 ・データセンターは、免震構造の建造物となっている。 ・電源に関しては2系統受電設備を有しており、全停電に備えて48時間以上稼働可能な自家発電設備を有している。 ・データ喪失については、全データのバックアップを2世代にわたり毎日設備内において行っており、週1回バックアップデータを磁気媒体に暗号化して出力し、遠隔地保管を行っている。	事後	統合宛名システムをデータセンターへ移設したことによ伴う修正であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。	
令和3年12月1日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	十分に行っている	特に力を入れて行っている	事後	セキュリティ研修の実施方法を変更したことによる修正	
令和3年12月1日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法		(1)研修について ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年度実施し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・情報セキュリティ及び個人情報の取扱いについて、新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者及び担当課個人情報保護責任者（課長）を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施している。 ・J-LISのeラーニングやCYDER等の外部の研修受講を広く募集し、毎年度活用している。 (2)各種周知について	(1)情報セキュリティ研修について ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年度実施し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者（課長）を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施している。 ・J-LISのeラーニングやCYDER等の外部の研修受講を広く募集し、毎年度活用している。 (2)情報セキュリティに係る各種周知について	事後	セキュリティ研修の実施方法を変更したことによる修正
令和3年12月1日	VI 評価実施手順 2. 国民・住民等からの意見の徴収 ①方法	市公報で公告のうえ市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配布を行う。意見は郵便、ファクシミリ、電子メールおよび情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。意見に対する本市の考え方については、市ホームページ上で示す。	対象事業についてパブリック・コメント手続きを実施する旨を市政により周知の上、市ホームページ・情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配布を行う。意見は郵便、ファクシミリ、電子メールおよび情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。意見に対する本市の考え方については、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等で示す。	事後	周知方法の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。	
令和4年4月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (2)事務の内容 (別添1)事務の内容	国民健康保険課区政課	国民健康保険担当課住民基本台帳担当課	事後	組織名の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。	
令和4年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署 ①部署	保健福祉局生活福祉部保険年金課	保険医療局総務部保険年金課	事後	組織名の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。	
令和4年4月1日	II 特定個人ファイルの概要 2. 基本情報 (6)事務担当部署	保健福祉局生活福祉部保険年金課	保険医療局総務部保険年金課	事後	組織名の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。	
令和4年4月1日	II 特定個人ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 (7)使用の主体	保健福祉局生活福祉部保険年金課保健福祉局生活福祉部保険医療課	保健医療局総務部保険年金課保健医療局総務部保険医療課	事後	組織名の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。	
令和4年4月1日	II 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)移転先1	市民局 総務部 区政課	市民局 総務部 戸籍住民課	事後	組織名の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。	
令和4年4月1日	II 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)移転先3	保健福祉局生活福祉部保険年金課	保険医療局総務部保険年金課	事後	組織名の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。	
令和4年4月1日	II 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)移転先4	保健福祉局高齢社会部介護福祉課	福祉局高齢社会部介護福祉課	事後	組織名の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。	

令和4年4月1日	II 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)移転先5	保健福祉局生活福祉部保険医療課	保険医療局総務部保険医療課	事後	組織名の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	II 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)移転先6	保健福祉局健康医療部保健予防課	保険医療局健康医療部保健予防課	事後	組織名の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	V 開示請求、問合せ 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	保健福祉局生活福祉部保険年金課	保健医療局総務部保険年金課	事後	組織名の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	統合宛名システムをデータセンターへ移設したことに伴う修正であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年11月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全性が保たれない方法によって入手が行われるリスク	総務大臣	内閣総理大臣	事後	記載内容の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年11月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスク4: 対応する構造の内容	総務大臣	内閣総理大臣	事後	記載内容の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	国民健康保険システムにおける特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 【住民共通情報管理】 ・住民情報を管理する機能 【資格情報管理】 ・国民健康保険の被保険者の資格を把握し管理する機能 ・被保険者に各種証(被保険者証等)を発行し管理する機能 【賦課情報管理】 ・保険料を決定し被保険者に保険料を通知し納付書を発行する機能 ・収入の把握・管理機能 【収納情報管理】 ・口座を管理する機能 ・過誤納(還付・充当等)を行なう機能 【給付情報管理】 ・給付情報の一部(レセプト等)の管理機能 ・高額療養費の支払い・審査を行う機能	国民健康保険システムにおける特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 【住民共通情報管理】 ・住民情報を管理する機能 【資格情報管理】 ・国民健康保険の被保険者の資格を把握し管理する機能 ・被保険者に各種証(被保険者証等)を発行し管理する機能 【賦課情報管理】 ・保険料を決定し被保険者に保険料を通知し納付書を発行する機能 ・収入の把握・管理機能 【収納情報管理】 ・口座を管理する機能 ・過誤納(還付・充当等)を行なう機能 【給付情報管理】 ・給付情報の一部(レセプト等)の管理機能 ・高額療養費の支払い・審査を行う機能 ・高額療養費・出産育児一時金・葬祭費・療養費・移送費・食事療養費等の支払い・審査を行なう ・備考欄を用いて、被保険者の資格情報や所得情報をより的確かつ効率的に把握し、国民健康保険料の公平・公正な賦課を行う。また、国や他の自治体等と国保情報を連携することで、被保険者や保険者が各種証明書を取得するために要している手間や手続きを省略化し、被保険者の利便性の向上を図る必要がある。	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	個人番号を用いて、被保険者の資格情報や所得情報をより的確かつ効率的に把握し、国民健康保険料の公平・公正な賦課を行う。また、国や他の自治体等と国保情報を連携することで、被保険者や保険者が各種証明書を取得するために要している手間や手続きを省略化し、被保険者の利便性の向上を図る必要がある。	個人番号を用いて、被保険者の資格情報や所得情報をより的確かつ効率的に把握し、国民健康保険料の公平・公正な賦課を行う。また、国や他の自治体等と国保情報を連携することで、被保険者や保険者が各種証明書を取得や給付金等の申請のために要している手間や行政の手続きを簡略化でき、被保険者の利便性の向上へつながる。	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①実現が期待されるメリット	・国や他の自治体等と医療保険情報等を連携することで、被保険者が各種証明書を取得のために要している手間や行政の手続きを簡略化でき、被保険者の利便性の向上へつながる。	・国や他の自治体等と医療保険情報等を連携することで、被保険者が各種証明書の取得や給付金等の申請のために要している手間や行政の手続きを簡略化でき、被保険者の利便性の向上へつながる。	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
	II ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	(追記)	その他(公金受取口座登録・連携ファイル関係情報)	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
	II ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(追記)	・公金受取口座…支給先の口座を把握するため	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(追記)	・公金受取口座…被保険者が給付金等の申請を行う際に、受取口座として、登録した公金受取口座の利用を希望する旨の意思表示を行ったとき	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	(追記)	・公金受取口座…保険料の給付金等の支給手続きに必要なため	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	(追記)	・公金受取口座…保険料の給付金等が発生し、本人への通知時に、利用目的を説明する。	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	6	7	事前	国保総合(国保集約)システムの更改に伴い、運用テスト開始前までに提出するもの
	「II 特定個人情報ファイルの概要」 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」	委託事項6	委託事項7	事前	国保総合(国保集約)システムの更改に伴い、運用テスト開始前までに提出するもの

	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項6」「 ^① 委託内容」	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	国保総合(国保集約)システムの更改に伴い、運用テスト開始前までに提出するもの
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項6」「 ^② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	国保総合(国保集約)システムの更改に伴い、運用テスト開始前までに提出するもの
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項6」「 ^③ 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「対象となる本人の数」	記載なし	特定個人情報ファイルの全体	事前	国保総合(国保集約)システムの更改に伴い、運用テスト開始前までに提出するもの
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項6」「 ^④ 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「対象となる本人の範囲※」	記載なし	10万人以上100万人未満	事前	国保総合(国保集約)システムの更改に伴い、運用テスト開始前までに提出するもの
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項6」「 ^⑤ 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「その妥当性」	記載なし	<p>・被保険者(*):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者</p>	事前	国保総合(国保集約)システムの更改に伴い、運用テスト開始前までに提出するもの
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項6」「 ^⑥ 2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「③委託先における取扱者数」	記載なし	<p>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみではなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行って、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中间サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p>	事前	国保総合(国保集約)システムの更改に伴い、運用テスト開始前までに提出するもの
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項6」「 ^⑦ 2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法」	記載なし	10人以上50人未満	事前	国保総合(国保集約)システムの更改に伴い、運用テスト開始前までに提出するもの
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項6」「 ^⑧ 2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「⑤委託先名の確認方法」	記載なし	専用線	事前	国保総合(国保集約)システムの更改に伴い、運用テスト開始前までに提出するもの
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項6」「 ^⑨ 2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「⑥委託先名」	記載なし	福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。	事前	国保総合(国保集約)システムの更改に伴い、運用テスト開始前までに提出するもの
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項6」「 ^⑩ 2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「⑦再委託の有無※」	記載なし	福岡県国民健康保険団体連合会(福岡県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	国保総合(国保集約)システムの更改に伴い、運用テスト開始前までに提出するもの
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項6」「 ^⑪ 2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「 ^⑫ 再委託」「 ^⑬ 再委託の許諾方法」	記載なし	再委託する	事前	国保総合(国保集約)システムの更改に伴い、運用テスト開始前までに提出するもの
			委託先の福岡県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、福岡県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。	事前	国保総合(国保集約)システムの更改に伴い、運用テスト開始前までに提出するもの

	「II 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項6」「2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「再委託」「⑨再委託事項」	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	事前	国保総合(国保集約)システムの更改に伴い、運用テスト開始前までに提出するもの
	「II 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	(2)国民健康保険情報ファイル(収納管理) <その他収納管理情報> 口座振替情報、返戻情報、返戻住所情報、過誤納情報、還付通知書情報、納付書情報、滞線調定情報、滞線異動情報 (3)国民健康保険情報ファイル(給付) <給付記録情報> 宛名番号、記号番号、給付記録番号、給付種別、審査年月、診療年月、支給区分、支給決定日、支給処理日、支給決定額、 貸付額、充当額、調整額、給付記録情報、調剤情報、療養費支給情報、高額明細情報、若干高額支給情報、高齢高額外来支給情報、高齢高額支給情報、高額支給情報、高額療養費償還払い情報、高額事前申請情報、高額事前貸付情報、出産育児葬祭費情報、限度額認定証情報、特定疾病受療証情報、不当利得情報、第三者行為情報、差額支給情報、償還払い情報、高額介護合算情報転居特例対象世帯情報、転居月75歳特例情報、高額該当引継情報、外債年間合算情報 ※公金受取口座の利用の申し出があった場合は公金受取口座を設定	(2)国民健康保険情報ファイル(収納管理) <その他収納管理情報> 口座振替情報、返戻情報、返戻住所情報、過誤納情報(※公金受取口座の利用の申し出があった場合は公金受取口座を設定)、還付通知書情報、納付書情報、滞線調定情報、滞線異動情報 (3)国民健康保険情報ファイル(給付) <給付記録情報> 宛名番号、記号番号、給付記録番号、給付種別、審査年月、診療年月、支給区分、支給決定日、支給処理日、支給決定額、 貸付額、充当額、調整額、給付記録情報、調剤情報、療養費支給情報、高額明細情報、若干高額支給情報、高齢高額外来支給情報、高齢高額支給情報、高額支給情報、高額療養費償還払い情報、高額事前申請情報、高額事前貸付情報、出産育児葬祭費情報、限度額認定証情報、特定疾病受療証情報、不当利得情報、第三者行為情報、差額支給情報、償還払い情報、高額介護合算情報転居特例対象世帯情報、転居月75歳特例情報、高額該当引継情報、外債年間合算情報 ※公金受取口座の利用の申し出があった場合は公金受取口座を設定	事前	特定個人情報の入手元の追加に伴う重要な変更に係る再評価の実施によるもの
	「III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」「具体的な制限方法」	クラウド移行作業に関する記載なし	<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。	事前	国保総合(国保集約)システムの更改に伴い、運用テスト開始前までに提出するもの
	「III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「特定個人情報ファイルの取扱いの記録」「具体的な方法」	クラウド移行作業に関する記載なし	<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> 移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要的複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	事前	国保総合(国保集約)システムの更改に伴い、運用テスト開始前までに提出するもの
	「III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「特定個人情報の消去ルール」「ルールの内容及びルール遵守の確認方法」	クラウド移行作業に関する記載なし	<クラウド移行作業時に関する措置> 移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。	事前	国保総合(国保集約)システムの更改に伴い、運用テスト開始前までに提出するもの
	「III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保」「具体的な方法」	クラウド移行作業に関する記載なし	<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要的複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	事前	国保総合(国保集約)システムの更改に伴い、運用テスト開始前までに提出するもの